

談合というコミュニケーション形態が 業界常識から事件に変わる過程についての一考察

駒橋 恵子

はじめに

企業の広報戦略で最も難易度が高い領域は、不祥事対応である。危機発生後の記者会見等のクライシスマネジメントが注目されることが多いが、むしろ平時のリスクマネジメントによって未然に防ぐことが重要であり、そのためのコンプライアンス（法令遵守等）の研修や内部統制の徹底のほか、トップのメディアトレーニング等を行う企業が急増している。さまざまな不祥事の中で最も社会的に糾弾されるのは、不正が「組織ぐるみ」で行われており、トップが関与しているケースであり、そのような深刻な事例の1つが談合である。

談合に関して、法律的な観点や、土木建設業界の課題としては先行研究があるが、コミュニケーションの課題としてはほとんど分析されていない。しかし、談合の本来の意味は「話し合うこと」（広辞苑第7版）というコミュニケーション行為である。しかも談合というコンプライアンスに反する行為を容認してきたのは組織コミュニケーションの課題であり、発覚後に不祥事としてメディアの追及を受けるのは広報部門であり、トップの経営責任につながるガバナンスの問題でもある。こうした企業コミュニケーションの観点から分析し、多くの事例に共通する課題と、社会的な意識変革の過程を考察するのが本論文の目的である。

1. 談合の歴史

1-1 戦前：「良い談合」は許される

「（入札）談合」とは、公正取引委員会の公式サイトによれば、「国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額などを決めて、競争をやめてしまうこと」であり、不正行為である。発注元の公務員などが協定に関与するものを、特に「官製談合」と呼ぶ。

歴史的に「談合」という言葉は鎌倉時代の「保元物語」に見られ、「寄り集まって相談する」という日本人のコミュニケーションの方法だった。また談合の前提となる入札制度は、約400年前に豊臣秀吉が各種の造営工事で導入したのが始まりとされている。

明治になり近代化が進み、1890年には会計法が施行され、工事需要が全国的に急増し、指名入札・競争入札が増加した。1902年と1921年に会計法が大幅改正されたことで、競争

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

入札制度は一層形骸化し、公共工事の請負契約では談合が恒常的に行われるようになった。1925年には土木業協会が設立され、組織的な受注調整を行うようになる。

1940年、帝国議会に談合行為を処罰する政府案が提出された。しかし議会では「談合には、動機や状況からみて許容されるべき『良い談合』と罰するべき『悪い談合』がある」という議論が主流を占める。1941年に刑法の談合罪が成立するが、談合罪は公的な競売や入札に関する行為に限定されており、民間の工事発注や物品の納入で談合が行われても適用されなかった。また「公正な価格を害するか、不正の利益を得る目的の談合」という条件付きの「悪い談合」のみが処罰の対象となるため、これ以外の談合の存在を認めたことになり、談合は実質的に合法化され、公然と行われるようになった¹⁾。この「良い談合は許される」という意識は、戦後も長く続き、入札談合が公然と続いたのである。

1-2 1970年代まで：「合理的慣行」としての談合

戦後、GHQの主導で、1947年に独占禁止法（正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。以下、略称の「独禁法」と記す）がアメリカの反トラスト法を模範として制定され、カルテル協定など不公正な取引は制限を受けることになった。内閣府の外局として公正取引委員会（以下、略称の「公取委」と記す）が誕生し、資本市場社会の基本である「公正で自由な競争」を守り、促す使命を持つ「市場の番人」と呼ばれた。しかし建設業界は戦前の体質そのままに常習的に談合を行い、公取委は長い間、「ほえない番犬」と揶揄されてきた²⁾。

岡山県土木工事談合（1949年）や滋賀県草津市及び石部町の上水道工事談合（1964年）が摘発されたが、いずれも「公正な価格」を害するものではないとして、無罪の判決を得ている。談合はその当時の慣行だった³⁾。つまり、不当な利益を得るためとか、価格の引き上げや談合金の支払いなどがあった場合を除き、「是認されるべき」であった。大津地裁の判決文でも、談合は「業界の合理的慣行の一環として連日のように行われていた」「通常の業務として本件各談合に出席していた」「被告人が協定の成立したことを利して、右の入札価格を不当に引き上げようと図つたとは認められない」と記載されている⁴⁾。

その後、公取委は、独禁法違反の価格カルテルの取り締まりには強い姿勢をとったが、談合については積極的な規制対象とはせず、建設業界の入札談合も摘発されない状態が続いた。業界側が政治家へ働きかけ、政治家の権威を借りる形で談合制度の運用をすることもあり、政治家にとっても政治資金を集めるために建設業は便利な存在であった。また、日本経済が競争制限的な産業政策によって運営されてきたため、独禁法は「骨抜き」状態だった。「独禁法に違反することは、形式的には法律に違反するものではあっても、何ら反社会的なことでも悪いことでもなかった」のである⁵⁾。

1971年に、公取委は石油連盟や個別石油会社に、カルテル破棄などの審決を下した。各

社は東京高裁に取消を求めて提訴して棄却され、上告審でも最高裁に棄却されている⁶⁾。

1974年2月、オイルショックを背景として、石油のヤミカルテル（生産調整）事件がクローズアップされ、石油連盟と元売り12社と前石連会長（日本石油社長）ら17人が起訴される。独禁法によって逮捕・起訴されるのは、初めてのケースだった。当時の報道には、公取委が「一罰百戒の下にカルテル行為の中から石油業界をねらい撃ちした」ことについて、「『いけにえ（スケープゴート）にされた』との被害者意識が強い」とある⁷⁾。東京高裁は（当時は独禁法の一審判決は東京高裁だった）、生産調整について石連と元石連会長らを無罪とし、価格協定については元売り12社などに有罪判決を言い渡した（1984年2月に最高裁で上告棄却）。日本経済新聞の社説では、「今回の判決で最も重要なのは、ヤミカルテルが社会的な犯罪行為であるという判断が、最高裁の場で初めて示された点であろう（中略）もう一つ、こんどの裁判で注目を集めたのが、行政指導と独禁法の関係である。（中略）石油業法を核とした通産行政と石油業界の密着した関係からいえば、行政指導が石油ヤミカルテルの温床になっていることは明らかである」⁸⁾と行政機関の関与が指摘されている。

この石油カルテル事件を契機として、1977年には、独禁法制定以降初めての強化改正が行われ、カルテルを実効的に抑止するために、課徴金制度が導入されたのである。

1-3 1980年代①：静岡事件と独禁法ガイドラインの制定

1981年9月、静岡県内の談合が公取委によって摘発され、社団法人の清水、沼津、静岡の各建設業協会等に、公共事業（静岡市新市庁舎建設）の入札に関して事前に談合の疑いがあったとして立ち入り検査が行われた⁹⁾。公取委が地方の建設土木業団体に立ち入り検査するのは初めてのことで、「公共工事に係る入札制度の分水嶺」¹⁰⁾といわれる。当時は、「率直に言って、官公庁発注工事の指名競争入札に際して、業者間で事前に談合が行われることは、ほぼ常識化、慣例化されて」¹¹⁾いたからである。

談合が「事件」として発覚したことで、政府は11月3日の「秋の叙勲」受賞者に内定していた静岡県建設業協会の元役員と、談合に参加していた大手建設会社の役員ら7人を受賞対象からはずした。叙勲の内規は、「国民感情にそぐわないような事実が報道された場合は授与は避ける」となっており、報道によって叙勲内定者7人が取り消しとなったのである¹²⁾。

1982年8月、公取委は、3団体に対して、独禁法で禁止した「事業者団体による競争の実質的制限」に当たるとして排除勧告を出した。建設業界の談合に排除勧告が出たのはこれが初めてである。課徴金として総額約3.4億円の納付命令が出された。

「静岡建設談合事件は、公取委が初めてゼネコン業界の談合にメスを入れた事件」¹³⁾である。それまでは「談合金などの金銭の受け渡しがない限り、協会の会員同士が受注情報を交換・調整したとしても法律違反にはならない」との認識があった¹⁴⁾のにも、それが公取委の立ち入り検査の対象となった。この事件をきっかけとして、「鉄のきずな」といわれた固い

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

談合組織に徐々にひび割れが入ってきた。そこで抜け駆けを防ぐために、実力者といわれる首長に仕切りを求め、仕事の割り振りに政治家・行政が介入する動きが広がっていった¹⁵⁾。

建設業界にとって、受注調整はこれまで普通の営業活動だっただけに、静岡事件の与えた衝撃は大きく、公取委に対して、独禁法に違反する受注調整活動の範囲を示してほしいと要望した¹⁶⁾。そこで1984年、「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に係る独占禁止法の指針」と題する建設業向けのガイドラインが公表される。入札に参加するために共同企業体（JV）として資格申請をすれば、情報交換は独禁法にならないという抜け穴が明記されており、業界には次善の策と評価された。このガイドラインは1994年まで続く。

1-4 1980年代②：アメリカからの市場開放圧力

1987年11月、日米独禁協議が行われ、米国側が公式に建設談合の存在に懸念を表明した。入札談合が市場不透明の一因と米国側は主張し、日本の特定の公共事業に米国企業の参入を認めることになった¹⁷⁾。

1988年12月には、神奈川県横須賀市の在日米海軍極東建設本部の発注した工事の入札を巡り、大手建設業者を含む140社が談合を繰り返していたという容疑が発覚する。公取委は警告を発し、そのうち70社に課徴金2.9億円の支払いを命じた。この事件では事前に参加企業が「星友会」という組織を作り、同基地で発注する入札案件は全て星友会に報告させて事前調整し、入札予定者を決めていた。米国ではこうした事前の談合は重罪である。米司法省は日本の処分の甘さを指摘し、1989年春、談合に参加していた日本企業数社に対し、損害賠償として総額約50億円を連帯責任により支払うことを求めた報告書を送付し、14社に米政府関係事業での契約禁止を通告した。9月には、談合の全参加者に同様の損害賠償を請求し、反トラスト法と虚偽請求取締法に基づいて、米国内に子会社などを持つ関係企業15社に対し、総額150億円の損害賠償を求めた。

また、1988年には、建設中の関西新空港の護岸工事を巡り、大手ゼネコン8社がヤミカルテル協定を結んでいたのではないかと、内部文書入手した議員が衆院決算委員会で見解をただした。これに対して公取委委員長は「具体的な情報に接していない」と回答したが、翌1989年には、大手8社で構成する「海上埋立土砂建設協会」が土砂の供給量や価格についてヤミカルテルを結んでいたとして、独禁法違反で排除勧告処分としている¹⁸⁾。

この排除勧告は、日米経済協議の期間中である。プラザ合意（1985年）以降もアメリカの対日赤字が膨らむ要因は、日本の市場の閉鎖性（非関税障壁）にあるとして、日本は経済構造の改造と市場の開放を迫られていた。交渉に当たった元法務省幹部は直接交渉の席上、米国側から「日本の捜査当局は談合があるのに、刑事告発に動かない。ほえない犬だと責められ、返す言葉がなかった」¹⁹⁾という。その渦中の排除勧告である。こうして日本の「排他的取引慣行」への厳しい批判を受けて、1990年6月の最終報告書には、独禁法及びその運

用の強化が明記された。公取委は同月、「国民生活に重大な影響を与える悪質なカルテル、談合は積極的に刑事告発を行う」と積極的に告発を行う方針を発表する。

1-5 法制度の変遷（独占禁止法と談合防止法）

ここで、談合を禁じる法律について整理しておきたい。前述のように、独占禁止法（独禁法）は、1947年にGHQの主導で制定された。経済の民主化政策を日本に定着させるために、アメリカの反トラスト法をモデルとしている。市場における公正で自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保し、経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としている。その運用主体として公取委がある。

前述のように、1970年代のオイルショックを背景とした石油会社のヤミカルテル事件を受けて、1977年に独禁法が改正され、独占的状态に対する措置や、カルテルに対する課徴金、大規模会社の株式保有総額の規制、同調的値上げの届出等の制度が新設された。その後、課徴金額の算定方法の変更による増額（1991）、法人に対する罰金（500万円から1億円へ）の増額（1992）、適用除外カルテル制度の原則廃止に向けての見直し（1996、1997）、公正取引委員会の組織強化の改正（1996）、持株会社の全面禁止から原則自由への変更や実効確保手段（排除措置）の導入等（1997）が行われている。

2006年施行の改正独禁法では、課徴金の算定率引き上げや、事案の真相究明のために課徴金減免制度（事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度：リーニエンシー制度）、犯則調査手続きと犯則調査部門の設置（独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合には、事件関係人の営業所への立入検査や関係者からの事情聴取等の調査を行う）、「排除勧告」を廃止して「排除措置命令（違反行為をした者に対し、違反行為を除くために必要な措置を命じること）」の行使、課徴金納付発令と排除措置命令の同時発令、起訴権限の拡大（東京高検にだけ認められていた起訴権限が各地の地検に付与）など、実効力のある重要な内容となった。さらに2009年の独禁法改正では、課徴金の適用対象の拡大、不当な取引制限等の罪の懲役刑の引上げ（3年から5年へ）なども盛り込まれた。2015年、2020年にも改訂を重ねている。組織体制も強化され、公取委の定員数は、1989年には約460名だったが2017年には832名となっている²⁰⁾。

こうした独禁法の強化と並行して、2001年に入札契約適正化法（正式名称は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」）が施行された。これによって入札談合の情報を得た場合、公取委に通知する義務が課された。

また、2003年には談合防止法（正式名称は「入札談合等関与行為防止法」）が施行された。公取委の公式サイトによれば「国・地方公共団体等の職員が談合に関与している事例、いわゆる官製談合が発生していた状況を踏まえ、発注機関に対して組織的な対応を求め、その再

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

発を防止するために制定されたもの」である。2007年には改正され、「職員による入札等の妨害の罪」等が創設され、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」という名称となった（以下、略称の「談合防止法」と記す）。公正な入札を妨げるような談合が行われると、刑法の「偽計業務妨害罪」となる。

こうした談合に対する厳罰化の動きに対応して、2005年12月には、大林組、清水建設、鹿島、大成建設の大手ゼネコン4社は「談合決別」を宣言した。しかしその後も、大手ゼネコン等による談合事件は続いた。次にその理由を考察してみる。

2. 「業界常識」の存在と破綻

2-1 「業務」としての談合の慣行

大手ゼネコンにおいて、談合を行う部門は「業務課」であり、エリートが配属された。「業務課」の名称が示すように、業界常識として普通の「業務」であり、社員にとってはネガティブな用語ではなかった。武田（1994）は、「入札が行われる場合には必ず談合があると言われるほど、ある意味では日本の取引慣行のなかに組み込まれて」いたという²¹⁾。

1981年12月（前述の静岡事件の渦中である）の朝日新聞²²⁾では、1面トップで談合のスクープがあり、「大型公共事業の配分／二氏が取り仕切る／鹿島副社長と飛鳥建設会長／年2兆円を談合／32社で常設委」という大見出しで、入札前の「希望工事調書」を入手した、とある。驚くべきことに、名指しされた二氏は長々とインタビューに応じている。鹿島副社長は、「役所側がわれわれに調整を頼んでくる、と言ってもよい。役所は先生方（政治家）に弱いですから」と語る。一方の飛鳥建設会長も談合について「必要悪でしょう。やめたら大混乱だ」と言い、談合組織の大ボスと言われてきたことについても、「公平な談合を行うよう努力してきた。結果、みんなからボスにかつがれた」と肯定しているのである。また、その前日の同紙夕刊には、日本土木工業協会広報委員長（地崎工業会長）のロングインタビューがあり、「談合は『弱者の自衛』だ／発注者も暗黙の承認」と題し、「正直に申し上げますと、ほとんどすべての公共工事は談合を通じて契約されています。私は自分自身でも談合を行ったことを隠す気はありません。それは今日に始まったことではなく、建設業界の100年にわたる慣行として定着していることなのです。ただし、それがただちに刑法の談合罪を犯しているのかというと、そうではありません。刑法は『公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル』目的での談合を罰するだけです」と言い切っている。「良い談合」は不正ではないという考え方である。

梶原（2022）は²³⁾、「日本中のほとんどの公共工事は指名競争入札を軸とした官製談合によって行われてきた」という。談合が多い理由は、①合意の形成がなされやすい、②密室性が高く発見・摘発が困難である、③発見・摘発されても十分割が合う、などである。

郷原 (2004) は²⁴⁾、「建設業界の談合というのは、業界全体にしみついた体質に近いもの」であり、「業界の営業・受注全体が談合を前提として行われている。」「談合によって受注予定者」を決定すること自体は、何十年も前から行われていたという。

木下 (2012) は²⁵⁾、1988年に自分が建設省へ入省して業務を行っていた頃、「会計法は神棚に飾っておくもので、運用はまた別だという感覚があった」「予定価格を事前に入札者に見せることがあったとしても、それが特に問題とは思わなかった」「発注者と受注者双方の利害にかなっていた」と語っている。

鬼島 (2005) は²⁶⁾、大林組での勤務体験から、「世間から忌み嫌われている談合は業界の常識であり、空気のような存在である」という。「ゼネコンには建築部門にも土木部門にも裏組織が厳然としてあり、公共工事の発注については、この裏組織が取り仕切っている。この裏組織で発注先を決めるのがいわゆる『談合』であり、業界ではこれを『業務』と呼んでいる。大手のゼネコンになれば、営業部門に数十人の業務専門部署（一般に官庁営業と呼ばれることが多い）を置いている」「ゼネコンの不正は、大物政治家や名だたるドンの介入がなくても日常茶飯のごとく行われ、発覚がない限りさしたる問題もなく営々として営まれている」「その根は官民癒着にあり、それこそが元凶である」と書いている。

鈴木 (2001)²⁷⁾ は、公正取引委員会に勤務する立場（執筆当時）から、公共事業の計画・発注などの作業が官主導で行われたのは、「官が優秀で間違いを起こすことが少ないという官の無謬性を前提とした手法」であるという。しかし、それはもはや適用せず、市場機構における民間の意見や能力を活かした方が、好結果が得られるのではないかと指摘している。

2-2 日本で談合が続く理由

入札談合には、多面的な弊害がある。亀本 (2003) は、産業政策の長期的な育成や競争力の低下につながることを、納税者の立場に不当な負担をさせていること、入札を巡る政治家の贈収賄が多く、政界・官界浄化の観点からも問題があることなどを挙げている。武田 (1994) も、「第三者の介入を招き、構造的な汚職を生み出すばかりで、必要な調整機能を十分には果たさない」と指摘している。それなのに日本では「良い談合」は黙認され、合理的な調整システムとして継続してきた。

日本で談合が続いた理由について、多く指摘されているのが日本人のメンタリティで、聖徳太子の17条憲法第1条の「和を以って貴しと為し、さからふる事なきを宗とせよ」に象徴される。武田 (1994) は、競争原理ではなく、「円満な話し合い」で結論を出すことが日本的解決だという²⁸⁾。瀬名 (2007) は、「日本人は古代から対決や争いを避け、対話を重ねて集団内の平和と共存を重視してきた。絶対的正義よりも相対的平和を求める」「共同作業を必要とする農耕民族であることが、競争よりも和を尊び、地域や集団の中での相互の関係を重視して共存共栄を大切にする習性を育んだ。そのような精神風土が、メンバーの全員が

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

何らかの利益にありつける談合に対してあまり違和感を持たなかった」としている。郷原(2004)も²⁹⁾、談合は日本人の精神構造に根ざしたものであり、日本社会においては「調和」「協調」が尊重され、話し合いによる解決が重視されるから、談合は一種の美德だと言われたこともあるという。だからこそ「談合によって受注予定者を決定すること自体は、何十年も昔から行われていて、その合意形成過程や行為者を明らかにするのは困難」なのである。

2-3 談合における組織コミュニケーションの課題とメディア効果

一般的に経済犯罪は、利害関係が錯綜している上、犯行が視覚的に見えず、業界の不文律があって摘発が困難である。企業にコンプライアンス研修が導入されたのも、「法令を守る」という当たり前のことより業務慣行が優先する業界が多かったからである。特に許認可事項の多い公共事業は行政当局との関係が深く、慣行が優先する傾向が強くなりがちである。たとえ問題点が明白になっても、地元経済界や政界・行政当局などの利害関係者がからむと、単純な勧善懲悪の世界ではなく、事件の当事者たちから捜査への協力を得ることも難しい。

そんな中で米田・荒木(2014)は、「入札談合事件が起きるたび、一般メディアは政官業癒着の談合摘発キャンペーンを展開し、世間の“魔女狩り的な風潮”を助長した。そうしたムードが社会全体に蔓延し、地域建設業を出口のない袋小路へと追い込んだ³⁰⁾、「メディアの力が大きく寄与して、談合や天下りの問題はここまで解明が進展してきた³¹⁾」という。

また、談合情報のリークは、関係者の間から出ることもある。鬼島(2005)は、土木部門は行政機関からの「天下り」と結びついていて横の結束が強いが、建築業界は業者数が多く、結束が弱い上、談合を拒否してでも受注したいゼネコンが出て来るため、「談合破りや談合情報のリークなどが後を絶たない。その結果、世間的には建築業界の談合が目立つことになる。そして、そのたびに新聞などのマスコミの攻撃に晒されることになる³²⁾」という。

本論文では、談合という業界慣行が「不祥事」となり、首長や企業トップの逮捕や有罪判決に至った経過をたどる。まず談合事件は、「組織ぐるみの不正」であり、「必要悪」の組織コミュニケーションの形態として多数の企業・団体、業界関係者が関与していたことを確認する。そして、それを摘発し、大手企業のトップや自治体の首長や大手企業のトップを逮捕するために、談合という「悪事」が行われていたことを世間に伝え、社会的合意を得る役割を果たしたのがメディア報道だったことにも注目する。

社会的な常識や法令が変化する中で、メディア報道によって「その業務慣行は犯罪行為だ」ということを組織内外に告知し、社会的注目を集めることで、衆人環視の中で、関係者の合意が形成されていくことを、駒橋(2004)は「ゆらぎ現象増幅効果」と呼ぶ³³⁾。談合についても、日米構造摩擦による独禁法の強化や談合防止法の制定で、業界常識の「ゆらぎ現象」が生じていた。そのタイミングで公取委や地方検察庁(以下、略称の「地検」と記す)などによる情報がニュースとなって「不正が行われている」ことが組織内外に告知され、

社会的に糾弾されたからこそ、「ゆらぎ現象の増幅効果」が生じ、多数の大手企業や何十人も業務担当者が有罪判決を受けるに至ったと考えられる。東京地検特捜部などによる報道機関への情報提供（公式発表やリーク）は、詳細な解説やセンセーショナルな見出しとなり、談合という業界慣行は、法令違反の犯罪である、と社会に伝えた。連日の捜査状況の進展のニュースを見ると、「談合は悪事である」という印象を形成していく過程がよくわかる。

事例研究としては、地方自治体の談合事件 10 事例と、国家プロジェクトに関する談合事件 6 事例を取り上げた。各事例について、①談合に関わる関係者が多く「組織ぐるみ」の業務であったこと、②社会的合意を形成するような捜査側の情報提供とメディア報道が行われたこと、③業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全であったこと、について考察した。事実関係については、新聞報道等のリアルタイムでの切り抜きを基本として、日経テレコン等で検索しながら詳細を補足した。各年代に応じた公取委の指導や地検の捜査をたどるが、独禁法が改正されたり、談合防止法が制定されたりしているため、年代を追うごとに「排除勧告」が「排除措置命令」になり、罰金刑を出すのが簡裁から地裁になり、独禁法に関する裁判が高裁から地裁になるなど変化しているが、各事件が発生した当時の法令に従って記述した。またメディア報道の記事引用はなるべく原文を活かしたが、個人名等や重複する表現は削除・編集している。研究対象とした談合事件と発覚した年は、以下の通りである。

【地方自治体】

- ①埼玉土曜会事件（1991 年）
- ②山梨県建設談合事件（1993 年）
- ③ゼネコン汚職事件（1993 年）
- ④岩見沢談合事件（2002 年）
- ⑤新潟市発注の公共工事を巡る談合事件（2003 年）
- ⑥名古屋市営地下鉄の延伸工事を巡る談合事件（2006 年）
- ⑦枚方市の清掃工場建設工事を巡る談合事件（2007 年）
- ⑧福島県発注の流域下水道整備工事を巡る談合事件（2006 年）
- ⑨和歌山県発注のトンネル工事と下水道工事を巡る談合事件（2006 年）
- ⑩宮崎県発注の公共工事を巡る談合事件（県道と橋の復旧・橋の設計／2006 年）

【国家的プロジェクト】

- ⑪日本道路公団の橋梁談合（2004 年）
- ⑫防衛施設庁の空調設備工事・岩国基地の工事を巡る談合事件（2006 年）
- ⑬国交省・水資源機構の水門工事を巡る談合事件（2006 年）
- ⑭緑資源機構の鋼橋事業を巡る談合事件（2006 年）
- ⑮北陸新幹線の融雪設備工事を巡る談合事件（2013 年）
- ⑯リニア新幹線の非常口新設工事を巡る談合事件（2017 年）

3. 地方自治体における談合

3-1 埼玉土曜会事件

1992年の埼玉土曜会事件は、その後の多くの談合摘発のスタートだった。埼玉県内に支店・営業所を持つ大手ゼネコンなどの親睦団体「土曜会」の66社が、県発注の公共事業（合角ダムや嵐山工業団地など計66件）に関して常習的に談合を繰り返していたとして、公取委が独禁法違反の疑いで立ち入り調査を行ったのである（表1）。立ち入り検査をしたのは、浦和市内の鹿島建設、大成建設、清水建設、大林組、熊谷組など大手建設土木会社の支店、営業所など40か所以上で、受注目標を記載した営業関係の書類や、「土曜会」担当者の手帳など過去数年分の資料を提出させた³⁴⁾。

【談合に関わる関係者の多さ】

埼玉土曜会には、地元の多くの企業が関与していた。1992年9月、公取委は43社に課徴金約10億円の納付令を出し、大手建設会社9社の会長宛に、「報告命令書」を配布し、66社に排除勧告（違反行為をした企業に、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるのに必要な措置を命じること）を行っている。

表1 埼玉土曜事件の経緯

1991年5月30日	公取委が、浦和市内の鹿島建設・大成建設・大林組の埼玉営業所、清水建設埼玉土木営業所など建設土木会社の支店・営業所など40か所以上に立ち入り検査
1991年11月25日	公取委が、大手建設会社9社の社長あてに、「報告命令書」を配布していたことが明らかになる
1992年5月15日	公取委が、大手建設会社66社に対して、独禁法違反で排除勧告
1992年9月21日	公取委が、実際に工事を受注していた大手43社（鹿島・フジタ・間組・明日香建設等）に対し、総額約10億円の課徴金納付命令

【捜査側の情報提供とメディア報道】

当時の報道はそれほど大きくなく、全国紙でも埼玉版に掲載されていたりする。しかし独禁法違反による刑事告発については、「告発の方針」が「見送りの方針」となり、方針が見直された（表2）。

告発見送りの方針が報道された後、地元の建設業者の間では、「ニュースを見たか」がいさつ代わりになった。10数社のメンバーは、浦和市内の料理店で祝杯をあげた、という³⁵⁾。

結局、事前報道の通りに、公取委は1992年5月8日に66社に排除勧告を行うだけで刑事告発は見送った。告発見送りについては、公取委が米国に発表前に通報しており、外務省が

表2 埼玉土曜事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
1991年5月31日	朝日	公取委が同県内の公共事業に関して常習的に談合をしている疑いがあるとして、独禁法違反の疑いで支店などを立ち入り検査した／公取委では、この「土曜会」が談合団体である疑いが強いとみて調査に乗り出した
1992年1月31日	朝日	刑事告発する方向で検討／以前から受注の調整をしてきた疑いが強まっている
1992年3月14日	日経朝日	公取委による調査が大詰めを迎えた。念入りな証拠固めに、建設業界では「刑事告発は必至」との見方が強まっている
1992年4月15日	日経朝日	独禁法違反で排除勧告する方針を固めた／刑事告発は見送る見通し

遺憾の意を表明している³⁶⁾。刑事告発を見送った理由として、政治的な圧力を挙げる報道が多かった³⁷⁾。そして後述するように、後日、建設相が逮捕され、その公判で、公取委の委員長は前建設相が告発を断念するよう執拗に迫ったと証言した³⁸⁾。さらに自民党幹事長代理が出廷し、刑事告発の見送りは元副総裁と元首相が話し合っただけとも証言した³⁹⁾。談合事件の根の深さと中央政界も関与者であることを示している。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

立ち入り検査の直後、土曜会メンバーは「調整がないと完全なたたき合いになる。発注する役所側にも最低価格がある。自由競争になって困るのは役所側だ⁴⁰⁾」とコメントしている。

また、刑事告発を見送る見通しの記事が出た直後、朝日新聞の社説では「なぜ談合告発を見送るのか」と題して、当時の業界常識を記載している⁴¹⁾。「建設業界の談合は『積年の病弊』ともいべきもので、各地の公共工事でつねに疑惑が絶えない」「検察庁も今までのところ、積極的に告発を求める姿勢ではないようだ。談合に独禁法を適用した前例がなく、法的な検討事項が多いことや、関係会社が多いために異例の応援体制をとって大量の検事を投入しなければならない点などがネックになっているとも考えられる」などである。

見送り決定の報道の直後、日本経済新聞の社説では、「日本のように定められた場所に全員が集まって入札する方式は外国にはない。(中略) 伝統に基づく制度を変えるのは容易ではない。談合は納税者への重大な侵害である」と日本の入札制度の見直しを求めている⁴²⁾。

3-2 山梨県建設談合事件

1993年3月、前自民党副総裁が10億円余りの脱税容疑で逮捕され、押収資料から、ゼネコンが中央政界の有力者や地方自治体のトップに賄賂を送っていたことが判明した。ヤミ献金ルートが次々と明らかになり、建設業界を揺るがす事件となる。当時の法務大臣は「歴史的な日本政治史の曲がり角の事件」と述べた⁴³⁾。このヤミ献金の「山梨ルート」で判明したのが本件である(表3)。

1993年5月に公取委は、山梨県発注の公共工事を巡る入札談合の疑い(独禁法違反)で、山梨県建設業協会と同県内の数支部、加盟業者30数社を立ち入り検査した。審査官ら約100人で9時間にわたる検査で、関係書類を押収した。建設談合を巡り、公取委が知事認可の公益法人である県の協会に立ち入り検査をするのは、1981年の静岡県建設業協会以来だった。

表3 山梨県の建設事業を巡る談合事件の経緯

1993年5月13日	公取委が、山梨県内発注の公共工事を巡り入札談合を続けていた疑いで、山梨県建設業協会と同県内の数支部、加盟業者30数社を立ち入り検査
1993年5月14日	公取委が、新たに県内の建設業者十数社を立ち入り検査
1994年4月8日	公取委が、山梨県建設業協会を構成する県内8支部全てについて独禁法違反による排除勧告
1995年4月17日	公取委が、建設業協会を構成する373社に対し、過去最高額となる計約18.6億円の課徴金納付命令

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

【談合に関わる関係者の多さ】

1994年4月、公取委は、山梨県建設業協会を構成する県内8支部全てについて独禁法違反による排除勧告を行ったが、刑事告発は見送った。翌1995年4月には、建設業協会を構成する373社に対し、過去最高額となる計約18.6億円の課徴金命令を出している。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

本件については、前自民党副総理に関するヤミ献金の「山梨ルート」として建設会社と政界の癒着が、1993年3月頃からニュースとなっている、公取委としての談合に関する捜査情報はあまりないが、捜査当日に各社新聞には、「山梨建設業協会、談合容疑で検査——公取委、きょうにも一斉に」とあり、公取委が前例のない立ち入り検査をする前の宣戦布告のようで、記事掲載のタイミングを合わせて情報提供を行ったことが伺える（表4）。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

山梨県では、一部業者が受注先の決定にあたって圧倒的な力を持ち、他社はその指示に従って価格調整する形で協調を保ってきた。その業者がヤミ献金などを介して前副総裁と極めて強い結びつきがあったからで、政治家のトラの威を借りての談合支配だった⁴⁴⁾。日本経済新聞の社説では、「公取委の真価問う談合摘発」と題して、「山梨県の談合疑惑は、公共事業をめぐる政治家と業界と行政の癒着の縮図そのものである」と指摘している⁴⁵⁾。同日の別の記事によれば、地方の公共工事の場合、中央のゼネコンは「談合情報」を基に地元業者や自治体と協調するのが常識であり、地元業者としては「地元有力政治家の介入は日常茶飯事となっており、この業界の仕組みを無視したら仕事にならない」。全国の地方自治体の公共事業に深く根付いている「談合システム」にゼネコンは組み込まれていた⁴⁶⁾。

県林務事務所の元幹部は朝日新聞社の取材に対して「業界の幹部にいつも工事の設計価格を教えていた」「過去からずっと価格を教える習慣ができており、おかしいと感じても流れに従わざるをえなかった。価格漏らしは所長も次長も黙認していた」と語っている⁴⁷⁾。別の報道では⁴⁸⁾、「大手談合行為についてほとんどのゼネコンは必要悪と考えている。ある大手ゼネコン元役員は『建設業は日本最大の産業。その全員が食べられるかどうかは日本経済全体の問題だ。談合は違法だが、そのための便法』と正当化し、建設省OBも『自由に競争させたら、大量の失業者が出るのは確実』と語っている」とある。談合が業界常識だったことが推察できる。

表4 山梨県建設事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
1993年5月13日	日経朝日	山梨建設業協会、談合容疑で検査——公取委、きょうにも一斉に／山梨県発注の公共工事をめぐり入札談合を続けていたとの疑い／山梨県の建設業界は、再三公共工事をめぐる談合疑惑がさやかれていた／談合体質の恩恵にあずかった業者たちは、益、暮れや選挙前に、協会幹部でもある談合のまとめ役に金を渡していた
1993年5月13日	日経	公取委の委員長は、日本経済新聞社とのインタビューで、今後の審査で悪質な談合の証拠が見つければ「刑事告発もありうる」との考えを明らかにした
1993年6月30日	朝日	山梨県発注工事の入札で、ある業者が談合に応じないで落札したため、業者団体が加盟全社（90社）に「過当競争による入札は誠に遺憾」とする文書を配布していた

3-3 ゼネコン汚職事件 (1993 年)

前述のように、1993 年 3 月に前副総裁の逮捕で押収した資料の中から、ゼネコンが地方自治のトップに賄賂を贈っていたことが発覚した。半年余りの間に、知事や市長、大手ゼネコンのトップが次々と逮捕され (表 5)、ついに建設大臣まで逮捕された歴史的な事件となる。罪状は賄賂による取賄・贈賄であるが、賄賂の見返りに公共工事の受注を談合で決めるという官製談合が問題視された。このゼネコン汚職事件の摘発により、公共工事の指名競争入札における発注者側の入札指名の恣意的な運用とそれによる発注者側と業者側の癒着の実態が明るみに出て、従前の公共工事の入札・契約制度の見直しが求められるに至った⁴⁹⁾。

表 5 ゼネコン汚職事件での役員等の有罪判決の一覧

	逮捕者の肩書	逮捕された日	起訴概要 (工事受注のための取賄・贈賄罪)	判決が出た日	判決内容
取賄側	仙台市長	1993年6月29日	ハザマ・清水建設・西松建設から各3000万円+三井建設から1000万円で計1億円/大成建設から2000万円/鹿島から1000万円	1997年1月22日	懲役3年、追徴金1億4千万円の実刑判決
	菊田陶業社長			1996年3月7日	懲役2年(執行猶予4年)
	三和町長(茨城県)	1993年7月19日	ハザマから1400万円	1994年2月15日	懲役2年6月(執行猶予5年)追徴金1400万円
	オークシャ社長			1994年2月15日	懲役2年(執行猶予5年)
	茨城県知事	1993年7月23日	ハザマから500万円/清水建設から1000万円/鹿島から2000万円/飛鳥建設から1000万円	2003年12月に病気のため公判手続き停止 2004年9月逝去	
	守屋木材社長	1993年9月27日	大成建設から2000万円→茨城県知事への取賄の共犯/大成建設から2000万円→仙台市長への取賄の共犯	1997年3月21日	懲役2年の実刑(控訴審で懲役年・執行猶予4年)
	宮城県知事			1997年3月21日	懲役2年6か月の実刑判決・追徴金1億2千万円
	贈賄側	ハザマ会長	1993年6月29日	茨城県知事に4500万円/仙台市長に1億円	1996年9月9日
ハザマ社長		1996年3月7日			懲役2年6月(執行猶予4年)
清水建設副社長		1996年3月7日			懲役2年(執行猶予4年)
西松建設副社長		1996年3月5日			懲役2年(執行猶予4年)
三井建設副社長		1996年3月7日			懲役2年(執行猶予4年)
ハザマ常務		1993年7月19日	茨城県知事に1000万円分の共犯/三和町長に1400万円	1994年2月15日	懲役2年(執行猶予4年)
ハザマ水戸営業所長		1993年9月20日	三和町長に1400万円の共犯		懲役1年6月(執行猶予3年)
清水建設会長					懲役2年(執行猶予4年)控訴棄却
清水建設副会長				2000年9月12日	懲役1年6月(執行猶予4年)控訴棄却
清水建設常務		懲役1年6月(執行猶予3年)控訴棄却			
大成建設前東北支店長		1993年9月27日	宮城県知事に2000万円/仙台市長に2000万円		懲役1年6月(執行猶予4年)
大成建設東北支店長				1994年11月25日	懲役1年10月(執行猶予4年)
大成建設副社長		1993年10月4日	宮城県知事に2000万円/仙台市長に2000万円		懲役2年(執行猶予4年)
鹿島東北支店次長		1993年10月21日	仙台市長に1000万円		懲役1年6月(執行猶予3年)
鹿島仙台営業所長				1994年9月6日	懲役1年6月(執行猶予3年)
鹿島副社長		1993年10月26日	茨城県知事に2000万円	1997年10月1日	懲役1年6月(執行猶予4年)元建設相への贈賄容疑での判決
鹿島専務関東支店長		1993年11月2日		1994年6月29日	保釈
大昭和製紙名誉会長		1993年11月11日	宮城県知事に1億円		懲役3年(執行猶予5年)
大昭和製紙副会長				1995年10月27日	懲役1年6月(執行猶予4年)
守屋木材社長		取賄時と同じ	大昭和製紙名誉会長らの共犯	1997年3月21日	懲役2年の実刑
大林組副社長		1994年1月18日	仙台市長に1000万円		懲役2年(執行猶予年)
大林組東北支店長				1994年11月24日	懲役1年6月(執行猶予3年)
飛鳥建設相談役		在宅起訴	茨城県知事に1000万円		懲役2年(執行猶予4年)
飛鳥建設副社長	1994年7月21日			懲役1年6月(執行猶予4年)	
元宮城県議会議長				懲役1年6月(執行猶予3年)、追徴金300万円	

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

まず1993年6月、仙台市長と建設4社トップが逮捕された。仙台港背後地土地区画整理事業などの発注謝礼に総額1億円の賄賂を贈っていた容疑である。東京地検特捜部は、市役所の市長室やゼネコン各社の本社役員室など東京、仙台でそれぞれ十数カ所の関係先を捜索し資料を押収した。その日は大手4社の株主総会の日で、その直後の突然の逮捕だった⁵⁰⁾。その後、大林組の副社長と東北支店長も前市長への贈賄容疑で逮捕された。

次に1993年7月、三和町長（茨城県猿島郡）とハザマの常務らが逮捕された。茨城県三和町のスポーツセンター建設事業に絡む賄賂である。さらに同月、茨城県知事が逮捕される。茨城県県庁者の移転・新築工事を巡り、ハザマから賄賂を受け取った疑いである。続いて9月、清水建設の会長が逮捕される。茨城県前茨城県知事に、那珂久慈流域下水道幹線シールド工場の受注で有利な扱いを受けたことに対する謝礼や、総事業費約700億円にのぼる県庁舎の移転・新築工事、県立医療大新築工事などで有利な取り計らいを受けたいとの趣旨で、水戸市の茨城県公館で現金を贈った疑いである。清水建設の副会長と常務も同社会長と共謀して、県発注の大型公共工事を狙って前茨城県知事に賄賂を渡していた疑いで逮捕された。この後、前知事への贈賄容疑では、鹿島の副社長も逮捕されている。また、鹿島が会社ぐるみで裏金に関する帳簿類を廃棄・焼却していた疑いで、本社主計部事務担当部長と関東支店経理部長が、証拠隠滅の容疑で逮捕されている（20日間で釈放）。さらに大成建設の副社長らも、宮城県立がんセンター工事・仙台市営地下鉄駅前の立体広場建設工事・JR仙台駅北部再開発事業・南北大通線整備工事などの受注を巡る前知事や市長への贈賄容疑で逮捕され、起訴された。さらに飛鳥建設前名誉会長と長男の前副社長も、県発注の公共事業を巡って前茨城県知事に現金1000万円の賄賂を渡したとして在宅起訴された。そしてついに宮城県知事も逮捕・起訴されたのである。

【談合に関わる関係者の多さ】

判決では、収賄側に厳しい判決が出た。仙台市長、三和町長は執行猶予付き有罪判決だが、宮城県知事と収賄を仲介した地元業者社長らは実刑判決を受けた。一方、贈賄側のゼネコン各社は全員が執行猶予付きとなっている。大成建設副社長らの判決理由では「利潤を追求するあまり、手段を選ばない悪質な行為。我が国の国際的面目をつぶした」⁵¹⁾、飛鳥建設の相談役と副社長への判決では、「会社の利益のためには手段を選ばぬ姿勢だった」が、「捜査の当初から事実を素直に認め、反省している」などとして執行猶予付きの有罪判決である⁵²⁾。

このゼネコン汚職の摘発と同時期に進んだのが前建設相の逮捕である。1994年3月、鹿島の前副社長から現金1000万円を受けとって公取委に働きかけたという斡旋収賄容疑で、東京地検特捜部は前建設相を逮捕する。翌4月に起訴され、懲役1年6月、追徴金1000万円の実刑判決を受けた。前建設相は控訴したが、東京高裁は控訴を棄却、さらに上告も棄却され、実刑が確定した。斡旋収賄容疑で国会議員の有罪が確定したのは初めてである⁵³⁾。贈賄側の鹿島副社長も懲役1年6月（執行猶予4年）の有罪判決が確定した。

表6 ゼネコン汚職事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
1993年10月4日	朝日	これだけの逮捕者を出すため、一連の捜査には、東京地検特捜部が捜査員を大幅に増やした。検事約40人による「専従捜査班」をもうけて取り組み、秋にはさらに「別動隊」も編成されている。
1993年10月22日	日経	特捜部は鹿島をめぐる捜査には慎重を期していた／政官財界のトップ人脈に深く根を張った鹿島のヤミ献金を解明してこそ、ゼネコン汚職の本質を暴くことになる、との考えが根底にあったからだ／数多くあると指摘される地方自治体のヤミ献金疑惑の中で、特捜部が「仙台」「茨城」「宮城」の三ルートを優先して着手した背景には、いずれの自治体でも鹿島の関与の疑惑が浮かび、同社を贈賄側の「最終目標」と位置付け捜査を進めてきたためだとも言われる
1993年10月28日	日経	鹿島は、茨城県内の公共事業受注で実績をあげていた大成建設に対抗するため、前県知事の「天の声」を期待し、いろいろ攻勢をかけていた。鹿島は同県発注の公共事業で、過去3年間の受注高が大成の約3分の1にとどまっていた。このため鹿島は贈賄工作やヤミ献金で竹内容疑者の「天の声」を引き出し、巻き返しを図ろうとしたものとみられる。これをきっかけにゼネコン各社の現金攻勢が始まったとの指摘もある／関係者の中には「茨城県では鹿島は大成に談合を仕切れ、公共事業の受注が伸び悩んでいた」と指摘する声もある。鹿島はヤミ献金で知事に接近。3000万円のヤミ献金を贈っていたとされる1987年ごろには、同県北部に建設予定の小山タムの本体工事（総工費約380億円）を飛鳥建設とともに逆転受注することが内定、本命視されていた大成は付随工事の砕石プラントに回されることになった
1993年10月29日	日経	特捜部はこうした工作が副社長ら本身上層部の指示で進められたと見て、組織的な証隠滅の全容解明を進める構えだ／贈賄事件に絡んで証隠滅罪が適用されるのは異例だが、特捜部は鹿島の隠滅工作が大規模かつ悪質だったと判断、摘発に踏み切ったとみられる
1993年12月8日	朝日 夕刊	東京・永田町のホテルの一室で、前自民党副総裁に特捜部検事は「割引債をお持ちですね?」と切り込んだ。前副総裁のもとに隠し資産があることは推定されていた。それを実際に発見し押取できるかが、勝負どころだった／前副総裁は結局、割引債の保有を認めた。その原資が年間10億円を超すヤミ献金だったことが明らかになり、特捜部は献金元の手ゼネコンなど約20社を一齐に捜索した。これが、ゼネコン汚職事件捜査の実質的な幕開けとなった。約3か月の内偵捜査。第一弾は6月末の仙台市長の汚職摘発だった。ハザマの会長をはじめ、他の贈賄側三社もそれぞれの副社長を逮捕する頂上作戦。検察幹部は「国家の予算配分のシステムに巣くう黒ネズミを退治する」と語った。 「夏の陣」の捜査は、ハザマによる自治体工作の解明を軸にして進められた。元建設官僚の茨城県知事、同県三和町長が逮捕され、検察幹部が「毛細血管」とたとえたように、ゼネコンの裏金が地方の隅々にまで流れている実態を浮き彫りにした。 「秋の陣」では、最大手のゼネコンが主役として登場する。清水建設会長の逮捕で始まり、宮城ルートで大成建設副社長、茨城ルートで鹿島副社長と、業界を代表する首脳たちが相次いで拘置所に送られた。さらに、建設談合の世界に長く君臨していた「談合の元締」飛鳥建設相談役らを在宅起訴し、一連の「秋の陣」を終えた。

こうして3人の首長に加え、鹿島、大成建設、清水建設など、大手ゼネコンの会長・社長・副社長、元建設大臣など32人が逮捕され、全員（1名は死亡）が有罪判決となった。

【捜査側の情報提供によるメディア報道による社会的合意】

当時の「業界常識」だった癒着を摘発し、首長や大手ゼネコンのトップを逮捕・起訴するためには、社会的な合意が必要である。ゼネコン各社は反発して無罪を主張しているだけに、東京地検はメディアに捜査情報を提供し、捜査意図や容疑を明確に伝えていった（表6）。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

このゼネコン汚職事件では、当時の「政官業」の癒着構造が明るみに出た。ほとんどの報道が、建設業界は公共工事への依存度が高く、発注側の官庁や地方自治体に頭が上がらないことや、「天下り（公務員が退職後に、関係がある企業などに再就職すること）」の受け入れも多かったことを指摘している。そして建設業者は政治家に盆暮れのヤミ献金を欠かさず、選挙の集票マシンとなり、見返りに政治家は業者の利益を守り、「官」に対して「この会社を指名に入れてやってくれ」といった口利きも日常化していた。「こうした三角構造の底辺を支えてきたのが談合だ。入札の効果を失わせ、なるべく高い価格で請け負うことで業者は潤う。ヤミ献金やいろいろは、談合で得た利益の再配分でもあった」⁵⁴⁾。「ヤミ献金は日常化しており、茨城県知事の共犯者（紹介者）を逮捕して家宅捜索した際には、自宅に保管していた現金1億1000万円が見つかり、これはゼネコンが提供した献金だった」⁵⁵⁾。

つまり、当時の感覚では、政治家と公務員と企業との癒着は悪事ではなく、談合は建設業界の「業務」であり、全社を挙げて取り組んでいたのである。

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

3-4 北海道・岩見沢談合事件

ゼネコン汚職事件後、公取委の組織は強化され、2003年には談合防止法が施行された。その初適用として摘発されたのが本件である。2002年5月、北海道岩見沢市の発注する道路舗装工事などで談合を続けたとして公取委が立ち入り検査を行い、市に改善命令を要求した。

表7 岩見沢事件の経緯

2002年5月21日	公取委が、岩見沢市の発注する道路舗装工事などで談合の疑いで市内の建設会社など約20社に立ち入り検査
2003年1月30日	公取委が、岩見沢市発注の公共工事を廻り談合を繰り返したとして、地元建設業者126社に独禁法違反で排除勧告/組織的な官製談合だったとして、官製談合防止法を適用し、岩見沢市に改善措置を要求
2004年2月9日	公取委が、岩見沢市の建設会社など91社に対し、独禁法違反に基づき計5.3億円の課徴金納付命令

【談合に関わる関係者の多さ】

2003年1月、公取委はまず独禁法違反で126社に排除勧告を出した。地方都市の企業数としては実に多数である。落札には、市のOBである建設協会役員や共同組合の専務理事が関わっていた⁵⁶⁾。そして官製談合防止法により市に改善措置を要求する。2月には、岩見沢市の建設会社など91社に対し、計5.3億円の課徴金納付を命じた。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

初めての官製談合防止法の適用であるため、市側の関与が長年に渡っていることや、予定価格に対する落札率（落札額が予定価格に占める割合）が100%という入札が多いこと、前市長の関与が疑われることなどが、公取委からの情報として報道されている（表8）。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

公取委から勧告を受けた取引分野は、一般土木、造園、建築、管、舗装など多岐にわたる。発注元のOBが業界団体や業者に天下ってパイプ役を務めるのは、官製談合では普遍的な形態だった⁵⁷⁾。市の幹部は「担当者の引き継ぎ事項だった。罪の意識は全然なかった」と官製談合の経過を振り返り、地元のための受注調整は当たり前との空気があったと認めている⁵⁸⁾。

表8 岩見沢談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2002年5月21日	朝日夕刊	発注者の同市が関与していた「官製談合」の可能性もあるとみて、同市建設部「まちづくり推進課」なども対象にしている
2002年12月17日	朝日	北海道岩見沢市発注のほぼすべての公共工事で、市側が長年にわたり本命の受注業者名や、予定価格に極めて近い金額を業界団体に伝え、談合を主導していた
2002年12月18日	朝日	予定価格に対する落札額の割合（落札率）が「100%」というケースが2001年度だけで16件もあった
2002年12月24日	朝日	同市の前市長が落札業者についての「意向」を示して談合に関与していた疑いがある
2003年1月31日	朝日	同市の複数の幹部職員は、5年間の受注一覧表を作成。地元企業に安定的に受注させることを目的に1999年4月から2002年5月までの間、一覧表に基づいて業者ごとに年間の受注目標額を設け、工事ごとの落札予定業者を決めていた。さらに、業界団体の役員を通じて、本命業者名と予定価格に近い金額を伝えた。

3-5 新潟市発注の公共工事を巡る談合

新潟市発注の公共工事を巡る官製談合事件は、官製談合防止法が適用された2例目の事件であり、初めて刑事責任が問われ、新潟地検の捜査を受けた（表9）。新潟市の元下水道部長が、課長を務めていたとき、地元の建設会社と共謀し、指名競争入札の予定価格のもととなる設計金額を教えた上、約5000万円規模の工事を同社に落札させていた。

表9 新潟市発注の公共工事を巡る談合の経緯

2003年9月30日 ～10月2日	公取委が新潟県内の大手ゼネコン支店と地元業者、新潟市役所など計100か所を立ち入り調査
2004年3月2日	公取委が、鹿島・清水建設・大林組・大成建設など大手ゼネコン各社の新潟支店など約40社に立ち入り検査
2004年5月11日	事情聴取を受けていた市の下水道建設課長が自殺
2004年7月28日	公取委が鹿島、大成建設など113社に排除勧告／99～03年に新潟市が発注した369件（604億円）の全公共工事で談合があったと認定／設計価格の漏洩に関与した市職員5人（うち1人が自殺）の実名を挙げる
2004年8月9日	排除勧告を受けたゼネコンのうち、鹿島、大成建設など87社が勧告を不服として拒否すると通知
2004年10月19日	官製談合防止法で新潟地検は同市の元下水道部長と建設会社MSG内田建設社長を偽計入札妨害の疑いで逮捕、関係先を自宅捜索／官製談合防止法で刑事責任が問われるのは初めて
2004年11月9日	新潟地検は競売入札妨害の疑いで、元下水道建設課長と市内の建設会社社長、さらに建設会社「野上建設興業」の元専務を再逮捕
2004年11月29日	新潟地検が、元下水道建設課長補佐2人と地元建設業者2人を偽計入札妨害罪で在宅起訴／逮捕・勾留中の元下水道建設課長と業者2人も起訴、前任課長を起訴
2005年2月28日	新潟地検が、「根深い官民癒着の実態が存在していた」と指摘し、8人に罰金170万円を言い渡す
2005年6月29日	新潟地裁が、「最も重い責任は新潟市の高官にある」と価格を漏洩した市幹部4被告に罰金250～300万円の有罪判決
2005年12月13日	公取委が、独禁法違反が確定していた鹿島や清水建設など計9社に、総額約4.6億円の課徴金を納付命令
2005年12月22日	東京高裁が、偽計入札妨害罪に問われた元市幹部4人の控訴審で、市の元下水道建設課長の2人に懲役1年6月（執行猶予3年）、元同課長補佐の2人に懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決
2006年6月29日	公取委が、鉄建、東亜建設工業、銭高組の3社に談合の事実を認定、同意審決／鹿島など同意に転じたのは11社
2006年9月5日	4人の市幹部の上告棄却
2006年12月3日	公取委が9社に対し、総額約4.6億円の課徴金納付命令
2009年11月27日	公取委が高健組など6社に約600万円の課徴金納付命令（計70社、総額は約17億円）

【談合に関わる関係者の多さ】

公取委は、2003年9月と2004年3月に新潟市役所や大手ゼネコンの新潟支店と地元業者などを立ち入り検査し、2004年7月に113社に排除勧告を出した。関与した市職員5人の実名を記載した改善要求書を市長に手渡した（うち1人は自殺）。4人の市職員は刑事告訴され、一審で罰金刑を受けた。控訴したところ、懲役刑（執行猶予付き）となり、地方公務員法の規程により、4人は失職した。高裁では4人を「実行行為者」「強い責任非難に値する」として、違法行為の悪質性を強調した⁵⁹⁾。さらに計70社に課徴金交付命令が出ている。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

本件は、公取委の排除勧告を受けても、ゼネコン87社が勧告を不服として拒否するなど、談合の摘発が進まず、初めての刑事事件となった。当時は公取委が独禁法違反で収集した証拠資料を他の犯罪捜査に転用することは禁じられており、新潟地検は公取委の資料を差し押さえる形で捜査に着手した⁶⁰⁾。したがって、新潟地検からの情報も多く出ている（表10）。また、朝日新聞新潟支局では「談合問題取材班」が紙面を通じて電話やファクスやメールでの情報を募集した。多くの談合情報が寄せられ、一部の入札が中止になっている。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

新潟は「土建王国」であり⁶¹⁾、談合組織は地元企業の御三家が仕切っており、談合の打合せを行い、市の工事の指名業者を決めていた。指名業者が決まると各社の営業担当者は「勉強会」という名目で集まった。各工事の落札業者は裏の受注リスト（星取表）を元に割り振られ、「チャンピオン」と呼ばれた落札予定業者が市役所に出向いて落札予定価格を聞き出した。入札は「単なる儀式」だった。関係は退職後も続き、市都市整備局長は地元の有力企業の「御三家」に再就職するケースが多かった⁶²⁾。これが業界常識だったのである。

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

表 10 新潟市発注工事の談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2003年9月30日	朝日 夕刊	ここ数年にわたり、各社は共同して、新潟市が発注する建築・土木工事の指名競争入札の際、受注機会を均等にしようという狙いで、事前に調整して落札価格や受注業者を決めていた疑いが持たれている
2003年10月5日	朝日 夕刊	新潟市に本社を置き、「御三家」といわれる最大手建設業者3社の役員のうち、約3割にあたる20人が、中央官庁や県、新潟市などからの天下りだった
2004年6月25日	日経 夕刊	公取委は異例の2回の検査で、各社が受注調整のために会合を繰り返していたことを示すメモを入手、大手ゼネコンも談合に参加していたとの確証を得た
2004年7月29日	朝日 夕刊	各社は99年4月～03年9月、市発注の下水道、建築工事のうち、市のAランク業者だけが参加できる工事で、受注価格の低落を防ぐため事前に落札予定者を決めるなどの調整行為を続けていた。この間に市発注の368件、604億円の全工事で談合があったとしている談合で中心的な役割を果たした「仕切り役」は、ゼネコン側は土木で鹿島、建築で大成建設が担い、地元側は県内大手の福田組、本間組、加賀田組が主導していた／公取委は、52社が設計担当の各課職員から予定価格を聞き出していたと判断。特に下水道工事では2003年9月までの歴代下水道建設課長3人と課長補佐2人が関与したと断定した／入札参加業者を決める市の指名委員会に提出する部内資料も、同課の所管分だけ業者に流出していた
2004年10月18日	朝日 夕刊	新潟地検は、談合に関与した同市幹部ら数人について、近く偽計入札妨害容疑で立件する方針を固めた。官製談合防止法に絡んで刑事責任が問われるのは初めて
2004年10月19日	朝日 夕刊	同地検は、漏洩は長年にわたって続いていたとみており、今後、歴代の下水道建設課長らから事情を聴く方針だ

3-6 名古屋市営地下鉄の延伸工事を巡る談合

本件は、初めて公取委が検察当局に刑事告発し、初めて独禁法でゼネコンが逮捕・起訴され、初めて自主申告した企業に告発が免除される制度が適用され、初めて三罰規定（法人の代表者が談合に直接関与していなくても、違法行為を知りながら是正措置をとらなかったと認定されれば法的責任が問われ、罰金が科される）が検討されたという歴史的事件である。

2006年11月、名古屋地検特捜部は、名古屋市営地下鉄6号線（桜通線）の延伸工事で受注調整が行われたとして、大林組名古屋支店元顧問ら5人を談合容疑で逮捕した。容疑発覚のきっかけは、愛知万博（2005年）開催地の瀬戸市が郵便入札を採り入れたことである。郵送で入札されれば談合しにくい。それを恐れた地元業者が中部地方の仕切り役に調整を頼み、その動きが捜査当局の目に留まり、「芋づる式に地下鉄談合まで手が伸びた」⁶³⁾。

2007年1月、名古屋地検特捜部が競売入札妨害（談合）容疑で大林組や清水建設、鹿島の本社を一斉搜索した。後日、大林組・鹿島・清水建設の名古屋支店の家宅搜索も行われた。

2007年2月、公取委が独禁法違反で大林組、鹿島、清水建設、前田建設工業、奥村組の5社5人を検察当局に刑事告発する。告発を受けて名古屋地検特捜部が、大林組元顧問と鹿島の名古屋支店次長など5人の担当者を逮捕した。翌月には起訴される。同罪でのゼネコンの

表 11 名古屋市営地下鉄の延伸工事を巡る談合の経緯

2006年11月8日	名古屋市営地下鉄6号線（桜通線）の延伸工事で受注調整が行われたとして、名古屋地検特捜部が大林組名古屋支店元顧問と元副支店長、元名古屋支店営業第一部長、地崎工業名古屋支店営業部長、同支店営業副部長の5人を刑法の談合容疑で逮捕
2006年11月28日	名古屋地検特捜部が、大林組元顧問と元副支店長、新井組名古屋支店元営業第一部長の3人を刑法の談合罪で起訴／また地崎工業名古屋支店営業部長、同部副部長の2人を略式起訴／名古屋地裁は同日、100万円と80万円の罰金刑を明示
2007年1月22日	名古屋地検特捜部が競売入札妨害（談合）容疑大林組や清水建設、鹿島の本社を一斉搜索
2007年1月24日	公取委が、独禁法違反容疑で大林組・鹿島・清水建設の名古屋支店の家宅搜索
2007年2月28日	公取委が独禁法違反で大林組、鹿島、清水建設、前田建設工業、奥村組の5社5人を検察当局に刑事告発（同容疑初のゼネコン告発）
2007年2月28日	名古屋地検特捜部が、大林組元顧問と鹿島、清水建設など4社の担当者を独禁法違反容疑で逮捕（独禁法違反容疑での初の逮捕）
2007年3月20日	名古屋地検がゼネコン5社と大林組元顧問ら5人を独禁法違反の容疑で起訴／独禁法違反容疑での初の起訴／法人トップの罪を問う「三罰規定」の初適用は見送りに
2007年10月15日	名古屋地裁は「会社ぐるみで利益追求のため犯行に及び、社会への背信性は甚だしい」として5社計7億円の罰金刑／大林組元顧問に懲役3年（執行猶予5年）、鹿島名古屋支店元次長、清水建設名古屋支店元営業部長、前田建設工業中部支店元副支店長、奥村組名古屋支店元次長の4人はいずれも懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決
2007年11月14日	公取委が、ゼネコン33社の独禁法違反（不当な取引制限）を認めて排除措置命令／工事を受注した15社のうち、リーニエンシー（課徴金減免制度）を申請したハヤマを除く14社に課徴金計19億2030万円の納付命令

起訴は初めである⁶⁴⁾。ハザマだけは不正の関与を自主申告したので、公取委からの刑事告発を免れた。自主申告で告発が免除されるのは初めてである。罰金や課徴金も免除された⁶⁵⁾。

【談合に関わる関係者の多さ】

2007年10月、名古屋地裁は「会社ぐるみで利益追求のため犯行に及び、社会への背信性は甚だしい」として、5社に計7億円の罰金刑を言い渡した。4人の担当者には、いずれも懲役1年6ヵ月（執行猶予3年）の有罪判決が出た。

公取委は、受注調整をしていたゼネコン33社の独占禁止法違反を認め、再発防止に努めるように排除措置命令を出した。実際に工事を受注した15社のうち、リーニエンシー（課徴金減免制度）を申請したハザマを除く14社に課徴金計19億2030万円の納付を命じた⁶⁶⁾。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

刑事事件となる半年以上前から報道は先行し、大手ゼネコンを代表とする共同企業体（JV）が、談合を隠すために落札予定の工事を交換し合う「再談合」は、業界の「調整役」を務める大手ゼネコン幹部らの指示で行われたことがニュースとなっている。公取委が独禁法違反で大手ゼネコンを検察当局に刑事告発する際も、当日朝刊に「きょう刑事告発」「きょうゼネコン告発」などの大見出しが並び、各ゼネコンの容疑を知らせた上での告発だった。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

当時、名古屋を中心とする東海地方は、逮捕された大林組元顧問が仕切り役として君臨していた。日本経済新聞によると、「ゼネコンの営業担当は公共事業が多い土木分野に配属されると、工事を獲得するため地域の仕切り役との人脈づくりに励む。逮捕された元顧問は、誕生日や中元・歳暮の時期ごとに1回50~100万円の現金や商品券を贈られていた。JV形式の受注が多い土木分野では、業界の横のつながりが強い。つまはじきに遭うと工事をもらえなくなる恐怖を味わう。業務担当（談合担当者）は会社での信用より業界での信用を優先する。会社とは別の『ムラ』が担当者を縛る。申し合わせ後、業務担当者は配置換えを命じられた。だが複数社の名古屋支店では、当該人物を営業部門から支店内の環境や安全の担当に異動させただけで、ムラは温存され、その後談合が繰り返される下地を残した」とある⁶⁷⁾。

表12 名古屋市地下鉄の談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2006年2月9日	朝日夕刊	大手ゼネコンを代表とするJVが、談合を隠すために落札予定の工事を交換し合う「再談合」をした疑いがある／こうした工作は業界の「調整役」を務める大手ゼネコン幹部らの指示で行われたと証言、再談合を認めた
2007年1月22日	朝日夕刊	東海地方の大規模な公共土木工事は大林組名古屋支店・元顧問が取り仕切ってきた／元顧問は名古屋市発注の水道工事を巡る談合罪でも起訴されている。各ゼネコンの営業担当者の多くは、元顧問を中心に談合したことを供述し、入札前に朝日新聞に談合情報が寄せられたことから、清水建設と鹿島は再談合して落札工区を入れ替えていた
2007年1月23日	日経	公取委も、大手による2005年末の談合決別宣言を無視した悪質な事件と見て法人の責任を問う独禁法の適用に前向き姿勢／大林組元顧問が、入札に参加したゼネコン各社から受注希望工場の「営業」活動を受けて落札予定業者を決めていた。落札予定業者の選定は、過去の施工実績などを踏まえて行われていた
2007年1月25日	日経	大林組名古屋支店元顧問が受注予定のJVを決めた後、公正メンバー各社が受け取る金額まで指定していた
2007年2月23日	朝日	名古屋地検特捜部が来週にも公取委の告発を受け、独禁法違反容疑で談合を主導した大手ゼネコンなど数社と支店業務担当者ら幹部の立件に乗り出す方針を固めた
2007年2月26日	日経	名古屋地検特捜部が入札に参加した複数の大手ゼネコン副社長らから任意で事情聴取していた
2007年2月28日	各紙	「公取委きょう刑事告発（日経）」「きょうゼネコン告発（朝日）」など
2007年3月20日	朝日	公取委は、大林組元顧問らゼネコン5社の営業担当者5人を独禁法違反容疑で追加告発することを決めた。会社の代表者の刑事責任を問う「3罰規定」の適用も検討されたが、告発は見送った

3-7 大阪府枚方市の清掃工場建設工事を巡る談合

2007年5月、大阪府枚方市が2005年秋に発注した清掃工場の建設工事を巡る談合疑惑で、大阪地検特捜部は、大林組顧問、浅沼組常務、大阪府警捜査2課警部補など6人を競売入札妨害（談合）の疑いで逮捕した。現職の警察官が談合事件で逮捕されるのは異例である。「第二清掃工場」の建設工事で、別の大手ゼネコン2社の幹部らと談合し、大林組と浅沼組が組んだJVが最安値の入札額を示して受注することを事前に申し合わせ、予定価格の98.4%に上る55.6億円の高値で落札した疑いである⁶⁸⁾。同市副市長も談合容疑で逮捕され、翌日は大林組の下請け会社の羽衣組社長も逮捕された。さらに事件当時の枚方市議で現大阪府議と元大林組顧問、そして枚方市長も逮捕された。大林組の社長は引責辞任した。逮捕・起訴された場合を除き、談合で大手ゼネコンのトップが引責辞任するのは初めてである⁶⁹⁾。

【談合に関わる関係者の多さ】

2008年1月、大阪地裁は、大林組元顧問に対し「談合担当の最高責任者として構造的な犯罪の中心的な役割を果たした」として懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決を言い渡した。贈賄罪に問われた営業担当の元顧問は、懲役2年6月（執行猶予3年）の有罪とした⁷⁰⁾。大阪府警の元警部補（懲戒免職）には、「多くの警察官を裏切り、警察への国民の信頼を傷つけた責任は重大」として懲役2年6月の実刑と追徴金1000万円の有罪、元副市長に対しては「談合を共謀したとは認定できない」として無罪、前市長には「受注調整を積極的に働き掛け、談合による受注を了承するなど、談合の端緒をつくった」と指摘し懲役1年6月（執行猶予3年）を言い渡した（前市長は控訴したが棄却・上告も棄却）。逮捕者は現役（逮捕時）市長も含めて11人に上り、現職の府警元警部補まで関わっていた。なお、本件は大阪地検特捜部の捜査によるもので、公正取引委員会は関与せず、排除勧告も行っていない。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

メディアでの報道は、大阪地検特捜部の家宅捜索から始まり、現職の警部補が逮捕されたため、警部補に対する容疑が注目され、毎日のようにニュースになった（表14）。

表13 枚方市の清掃工場建設工事を巡る談合の経緯

2007年5月29日	枚方市が発注した清掃工場の建設工事で、大阪地検特捜部は、大林組顧問、浅沼組常務、大阪府警捜査2課警部補、大林組社員2人、国土建設の代表取締役の6人を競売入札暴対（談合）の疑いで逮捕/現職の警察官が談合事件で逮捕されるのは極めて異例/官製談合の疑いもあるとして、市役所市長室などを家宅捜索
2007年5月31日	大阪地検が談合容疑で枚方市副市長を逮捕
2007年6月1日	大阪地検が、大林組の下請け会社「羽衣組」社長を談合容疑で逮捕
2007年6月4日	大阪地検が、事件当時の枚方市議（現大阪府議）と、元大林組顧問を刑法の談合の共犯容疑で逮捕（逮捕者10人目）
2007年7月31日	大阪地検が枚方市長を競売入札妨害容疑（談合）で逮捕/自宅を家宅捜索/警部補も再逮捕
2007年8月20日	大阪地検が枚方市長を刑法の談合罪で起訴/府警元警部補は取賄罪で、大林組元顧問を贈賄罪で起訴
2008年1月11日	大阪地裁は、大林組元顧問に「構造的な犯罪の中心的な役割を果たした」として懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決/元顧問は懲役2年6月（執行猶予4年）の有罪判決
2008年1月16日	大阪地裁が、大阪府警の元警部補に「警察への国民の信頼を傷つけた責任は重大」として、懲役6月、追徴金1000万円の実刑判決
2009年4月27日	大阪地裁が、元副市長に「談合を共謀したとは認定できない」と無罪判決
2009年4月28日	大阪地裁が、元市長に懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決
2010年11月18日	大阪高裁が元市長の控訴を棄却
2013年2月6日	最高裁が元市長の上告を棄却、有罪判決確定

表 14 枚方市地下鉄の談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2007年6月1日	日経	業者側は受注調整の過程で、大林組JVの入札価格も事前に決定／大林組JVの落札額は55億6000万円で、予定価格に対する落札率は98.42%の高率だった
2007年6月1日	朝日 夕刊	大林組顧問らが府警捜査2課の警部補を通じ、副市長らを含む市幹部と受注価格を調整したと供述している
2007年6月2日	日経	警部補が大林組顧問から1000万円の現金を受け取っていた
2007年6月3日	日経	警部補は、2001年頃から工事を管轄する当時の助役らに接触していた
2007年6月4日	日経	警部補は、大林組側に自ら謝礼金を要求していた
2007年6月6日	日経	府議が当初、大林組側に仲介の労などとして約1.1億円を要求していた。法外ともいえる要求の背景には、枚方市の市長との親密な関係をよりどころにしていた

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

本件では、前述の名古屋地下鉄工事との共通性が指摘されている。また、「ゼネコン汚職事件摘発で清水建設会長や鹿島副社長らが逮捕・起訴され、東日本の談合組織は壊滅的な打撃を受けたが、名古屋以西の西日本にはメスが入らず、温存された各地の談合組織の多くを大林組の担当者が押さえた。大林組社内には古い体質に対する危機感が足りなかった」⁷¹⁾とある。

大林組は、他のゼネコン以上に、談合を仕切る業務担当の育成に力を注いでいた。逮捕された元顧問は経済誌のインタビューで「わが社には、大物談合屋が育つ土壌があった」「私もそうだが、業務担当は同期の中でも一番の人間が就いた」と語っている⁷²⁾。元顧問自身、東京大学経済学部を卒業したエリートである。

また、現役警部補が逮捕され、有罪判決を受けたことも衝撃だった。警部補は特捜班の中でも「エース級の捜査員」と一目置かれる存在だった。汚職や談合情報を取るために、一貫して関係者に単独の隠密行動で接触を図り、内部情報の取得につとめていたし⁷³⁾、工事を管轄する市幹部らを何度も訪ね、進捗状況の説明を受けていた⁷⁴⁾。

このように、談合の首謀者も警部補も、当時の業務慣行に従って、各領域のエリートとして業務を熱心に行っていた。それが犯罪者として有罪判決を受けることになったのである。枚方市長は無罪を訴えて、控訴・上告を重ねて棄却されている。本人たちにすれば、談合が犯罪という意識はなく、長年の慣習の延長という感覚だったのだろう。

3-8 福島県発注の流域下水道整備工事を巡る談合

2006年7月、東京地検特捜部が、三重県の中堅ゼネコンの水谷建設の本社や福島県知事の実弟の自宅等を法人税法違反（脱税）の疑いで家宅捜索し、同社経理担当常務と取引先社長を法人税法違反で逮捕する。同社会長は、その4日後、フランスから帰国直後に羽田空港で逮捕された。さらに、談合の仕切り役だった同県内の設備会社社長と、佐藤工業（県内大手建設会社）の会長も談合容疑で逮捕・起訴された。

次に、2006年9月、県発注の流域下水道整備工事を巡る談合容疑で、東京地検特捜部は福島県知事の弟で「郡山山東スーツ」社長と、元県土木部長、東急建設東北支店元副支店長の3人を逮捕する。翌月には、福島前知事を収賄容疑で逮捕した。前知事の実弟・前知事の

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

表 15 福島県発注の流域下水道整備工事を巡る談合の経緯

2006年7月8日	東京地検特捜部が、水谷建設（三重県の中堅ゼネコン）の本社や関係先（福島県知事の実弟の自宅等）を法人税法違反（脱税）の疑いで家宅捜索／水谷建設経理担当常務と小尾建設（取引先）社長を法人税法違反で逮捕→7月28日に常務と水谷建設を起訴→常務を再逮捕（7月31日）
2006年7月9日	前田建設工業（準大手ゼネコン）の本社やNGOと関連する出版社を家宅捜索
2006年7月12日	水谷建設元会長を逮捕（フランスから帰国後、羽田で拘束）→再逮捕・起訴（8月2日）→追起訴（8月22日）
2006年8月18日	東京地検の事情聴取を受けた東急建設の東北支店長が自殺していたことがわかる
2006年9月4日	東京地検が、談合の仕切り役だったとされる同県内の設備会社社長と佐藤工業（県内大手建設会社）従業員を逮捕／佐藤工業本社や同社社長の自宅、元県土木部長宅など関係先数か所を家宅捜索
2006年9月8日	東京地検が、佐藤工業会長を刑法の談合容疑で逮捕→9月28日に起訴
2006年9月25日	県発注の流域下水道整備工事を巡る談合容疑で、東京地検特捜部は福島県知事の弟で「郡山山東スーツ」社長と、元県土木部長、東急建設東北支店元副支店長の3人を逮捕→10月15日起訴
2006年9月30日	東京地検が福島県庁を家宅捜索
2006年10月23日	東京地検が、実弟経営の会社の土地を時価より高値で買い取らせる形で賄賂を受け取ったとして、福島前知事を収賄容疑で逮捕／自宅や個人事務所、県庁などを家宅捜索／→11月14日に起訴
2006年11月28日	福島地検が、前知事の実弟・前知事の後援会幹部の福島県議・統合選对本部長・元県商工会議所連合会長ら8人を公職選挙法違反（買収・被買収など）の罪で在宅起訴
2007年1月9日	福島地裁が、総合選对本部長で元県商工会議所連合会長に懲役1年6月（執行猶予5年）を、ほかの2被告には、懲役1年6月（執行猶予5年）と同1年2月（執行猶予5年）の有罪判決
2007年1月15日	福島地裁が、元選対幹部の会社役員に懲役1年6月（執行猶予5年）の有罪判決
2007年1月19日	福島地裁が、後援会幹部の元県議に懲役1年6月（執行猶予5年）の有罪判決
2007年1月22日	福島地裁が、04年の知事選を巡り公職選挙法違反に問われた前知事弟に懲役2年6月（執行猶予5年）の有罪判決
2007年2月15日	東京地裁が、競売入札妨害の罪に問われた東急建設東北支店元副支店長に、懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決
2007年2月22日	東京地裁が、競売入札妨害の罪に問われた設備会社社長に懲役1年6月（執行猶予4年）の有罪判決
2007年3月28日	東京地裁が、佐藤工業元会長に「公正な業者選定と価格形成を妨げる悪質な犯行」として懲役6月の実刑判決
2008年8月8日	東京地裁は、前知事に収賄罪で懲役3年（執行猶予5年）の有罪判決、実弟には収賄罪での共謀と談合罪で懲役2年6月（執行猶予5年）・追徴金7372万円の有罪判決
2009年10月14日	東京高裁は、前知事に懲役2年（執行猶予4年）、実弟には懲役1年6月（執行猶予4年）の有罪判決に減刑
2012年10月15日	最高裁が、検察側と弁護側双方の上告を棄却・有罪確定

後援会幹部の福島県議・統合選对本部長・元県商工会議所連合会長ら8人を公職選挙法違反（買収・被買収など）の罪で在宅起訴する。一連の談合事件は、福島県知事の実弟が社長を務める紳士服縫製販売会社「郡山三東スーツ」の旧本社用地を、水谷建設に割高な価格で買い取らせる形で賄賂を受け取っていたのではないかと、という容疑である。

2007年1月から、福島地裁は、まず贈賄・収賄容疑で・総合選对本部長で元県商工会議所連合会長、元選対幹部の会社役員、後援会幹部の元県議、前知事弟に有罪判決を出す。ここまでは「選挙違反」として福島地裁が判決を下している。

次に、収賄・談合罪（競売入札妨害罪）で、東京地裁が、東急建設東北支店元副支店長、設備会社社長、佐藤工業元会長に執行猶予付きの有罪判決を下す。さらに前知事に収賄罪で懲役3年（執行猶予5年）の有罪判決、実弟に収賄罪での共謀と談合罪で懲役2年6月（執行猶予5年）・追徴金7372万円の有罪判決が出る。控訴で少し減刑されたが、上告は棄却され、有罪が確定した（表15）。

【談合に関わる関係者の多さ】

知事、知事の弟、水谷建設、佐藤工業、設備会社のほか、後援会幹部の福島県議、統合選对本部長、元県商工会議所連合会長ら地元有力者8人が起訴され、全員が有罪となっている。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

知事の自著（2009）によれば、事件の始まりは、朝日新聞社の雑誌『アエラ』が、2004

年1月に「知事大株主企業の不可解取引」という記事を出したことである。さらに2005年4月、読売新聞はアエラと同じ内容で、知事の実弟が社長を務める「郡山山東スーツ」の旧本社用地を、水谷建設が2億円以上も割高で購入したのは知事への間接的な利益供与にあたる、という記事を掲載する。日本経済新聞も翌日に後追いした⁷⁵⁾。結局、最初に出たこの疑惑が最後の有罪理由となる。

水谷建設元会長逮捕後は、「福島県発注の木戸ダム建設工事の入札に参加したゼネコン各社の営業担当者らを参考人として一齐に事情聴取したもようだ」⁷⁶⁾、「元会長は東京地検特捜部の調べに対し、『脱税で得た裏金のうち約3億円を暴力団関係者に渡した』と供述している」⁷⁷⁾、「脱税事件と並行して、福島県発注の公共工事を巡る入札の経緯などを集中的に捜査している」⁷⁸⁾などの報道が続く。「朝日新聞の情報公開請求で県が開示した入札執行調書」のうち、予定価格1億円以上のものについて、94年度からの59件で平均落札率は98.2%と高かった⁷⁹⁾。

さらに地元設備会社社長と建設会社会長が逮捕された後は、「複数のゼネコン関係者が『知事の実弟に県発注工事の受注調整を依頼した』などと供述している」⁸⁰⁾、「設備会社社長も佐藤工業会長も談合の関与を認める供述を始めた」⁸¹⁾、「特捜部の捜査は、知事の実弟の不正な受注調整への関与に焦点を移している」⁸²⁾など、取り調べの中での供述の内容や、押収資料から判明したことなどが次々と報道されていく(表16)。そして実弟の逮捕を受けて知事を辞職した後、知事本人が逮捕されるのである⁸³⁾。

【業界界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

逮捕された水谷建設の元会長は「政治家や暴力団などと太いパイプを築き上げてきた。同社は、1次下請け業者としては、全国でもトップクラスの受注実績を誇る。背景には、幅広い人脈を持つ元会長の存在があった。」⁸⁴⁾。「水谷建設が土地取引などから裏金を捻出し、国会議員秘書側に対し数億円の裏金を支出していた。暴力団幹部側にも多額の裏金が流れ、東京地検特捜部は東京国税局と連携し、全容解明を進めている」⁸⁵⁾とある。

建設業界で長年、裏金が幅をきかせてきたことは、「水谷建設脱税／裏金の流れに切り込め」と題した朝日新聞の社説に詳しい。「公共工事を受注するために政治家にヤミ献金をし、工事をスムーズに進めるためには『地元対策費』の名目で暴力団にも資金を渡した。だが、1993年に特捜部が摘発したゼネコン汚職事件をきっかけに、そうした構図は崩れた。(中略)表向きはヤミ献金と決別したかにみえたが、業界は変わっていなかった。裏金の捻出はゼネコンに代わって下請け業者が担い、その見返りに工事をゼネコンから継続的に受注する。そんな裏金工作の一端を浮き彫りにしたのが今回の事件である」とあり、水谷建設は大手ゼネコンの「汚れ役」をつとめていたという⁸⁶⁾。

また、「東北地方では長年、鹿島を中心とするゼネコン各社が談合組織を形成」していた。「不正行為が捜査当局に摘発されるリスクを回避するために、首長に直接接触する手法から、

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

有力な親族など、首長や自治体側に発言力を持つとみられる周辺関係者に受注仕事を仕掛ける手法が主流となっていた」⁸⁷⁾とも報道されている。

その「首長に発言力のある周辺関係者」が実弟だった。ある建設関係者は「談合ではコネクションがモノを言う。誰の名刺を持っているか見せ合った時に、トランプで言えば一番強いカードを持っていた人が勝つ。実弟さん（注：記事では実名が入る）はジョーカー。誰より強い」と話したという⁸⁸⁾。こうして山東スーツ本社には受注の配慮を頼む業者が連日押しかけ、ご機嫌伺いに同社のスーツを購入する業者も多かった。大手ゼネコン担当者でさえ、県内工事については実弟の意向を無視できず、あいさつには欠かさず訪れたという⁸⁹⁾。

表 16 福島県の談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2006年7月28日	日経	東京地検特捜部は、福島県発注の木戸ダム建設工事の入札に参加したゼネコン各社の営業担当者らを参考人として一斉に事情聴取した
2006年7月29日	日経	元会長は東京地検特捜部の調べに対し、脱税で得た裏金のうち約3億円を暴力団関係者に渡した」と供述している
2006年8月23日	日経	東京地検特捜部は脱税事件と並行して、福島県発注の公共工事を通る入札の経緯などを集中的に捜査しているもようだ。同県から資料の提出を受け、入札に参加したゼネコン各社の担当者から事情を聴くなど、業者選定を通る不正の有無を調べている
2006年8月23日	朝日	福島県の公共工事の入札で、ゼネコン各社が談合を繰り返して、県側に影響力を持つとされる地元の談合仕切り役に謝礼を払っていた
2006年9月2日	朝日	県内の建設各社が、同県が昨年発注した道路建設工事の入札で談合していた。県政に影響力があるとされる仕切り役がこの談合を主導していた
2006年9月6日	日経	設備会社社長は、知事との親密ぶりをちらつかせ、意に沿わない業者は「指名から外すぞ」と影響力を誇示していた。談合疑惑の捜査の動きを察知して各社の営業担当者に「特捜部の取り調べを受けても、談合していた事実を話すな」と強く要求していた
2006年9月7日	日経	複数のゼネコン関係者が知事の実弟に県発注工事の受注調整を依頼した」と供述している
2006年9月21日	日経	設備会社社長も佐藤工業会長も談合の関与を認める供述を始めた
2006年9月23日	日経	特捜部の捜査は、知事の実弟の不正な受注調整への関与に焦点を移している
2006年9月27日	朝日	実弟が元県土木部長を通じ、県土木部の入札担当者に受注調整の結果を伝えていた。東急建設から500万円も受け取っていた
2006年9月28日	朝日	水谷建設が郡山山東スーツから購入した土地の代金を1億円増額したのは、県発注工事の受注に実弟が協力したことへの謝礼だった疑いが強い
2006年9月28日	朝日	前田建設工業と子会社が01年に行った山東スーツへの計4億円融資も、受注協力の見返りだったとされる／前田建設工業側の融資と水谷建設の土地取引が連携した行為だった疑いも浮上した
2006年9月29日	朝日	実弟がゼネコン業界だけではなく、ゴミ焼却炉メーカーなどの談合にも関与していた疑いがある
2006年9月30日	日経	県が2004年に発注した下水道工事の入札前に、落札予定の業者名を県OBで元土木部長を知り、業者名はさらに県土木部の現職幹部に伝達されており、事件は前知事の実弟と県の元・現幹部が関与した「官製談合」の構図が一段と鮮明になった
2006年10月1日	日経	受注を希望する建設会社の営業担当者らが、歴代の県土木部長が理事長を務める県の外郭団体「福島県建設技術センター」を頻繁に訪問していた。担当者らは、受注業者選定について現職幹部への働きかけを期待したとされ、OBの影響力を利用して不正な受注調整が繰り返された実態が鮮明になった
2006年10月5日	日経	前知事の陣営が、2004年の知事選前に、実弟から少なくとも2000万円の提供を受けながら、前知事の政治団体や知事選の収支報告書に記載していなかった
2006年10月6日	朝日	実弟が、入札があった04年8月、設備会社社長から現金300万円を受け取っていた／知事選挙事務所でも受け取り、工事を落札した東急建設幹部も同席していた
2006年10月7日	朝日	04年の知事選には多額の資金が動いていた。集金と配布の役割は分担されていた／設備会社社長がゼネコンなどから数千万円の現金を集める役、実弟は資金を受け取って県議らに配布する役だった
2006年10月25日	朝日	前知事が93年頃まで、工事の入札前に発注者が発注業者を指名する「天の声」を出していた／同年のゼネコン汚職事件を契機に天の声をやめ、代わりに実弟が談合の仕切り役を務めるようになった。
2006年10月26日	日経	スーツの幹部社員が、受注業者が払った土地購入代金の1部を前知事側への利益提供と認識していた
2006年10月26日	朝日	前知事は県土木部長と話した際、前田建設工業がダム受注に向けて「熱心に営業活動をしている」と話していた
2006年10月27日	朝日	前知事が99年以降、「知事が役員だと土地取引や融資がいろいろと疑われるから」スーツ社員から外すよう、何度も進言していたことが東京地検特捜部の調べでわかった／特捜部は、02年に役員を辞任した前知事の取引への認識を裏付ける事実とみている模様だ
2006年10月27日	日経	90年頃、知事の秘書が、特定の後援企業の工事受注に便宜を図るよう、公共工事発注を担当する県土木部の当時の幹部に手紙で依頼していた。文面の最後には、「知事からも改めて話が行くと思います」と念を押していた
2006年10月28日	朝日	いろいろとされる土地取引の価格約9億7000万円について、東京地検特捜部は、時価よりも4億円以上高いと見ている
2006年10月30日	日経	知事側が東京地検特捜部の調べに対し、受注者側から土地購入代金の形で提供されたわいろについて、「当時、知事本人も受注の謝礼と認識していた」との供述を始めた
2006年10月31日	朝日	知事側は、わいろとされた土地取引について「兄に傳お告した」と前知事の関与を認める供述を始めている。「土地取引は工事を受注したゼネコン側からの受注の謝礼と認識しており、兄も謝礼の趣旨だと知っていた」とも供述している
2006年11月2日	日経	全知事が、いろいろとされた土地取引について、「工事受注の謝礼だった」となど、取捨懸念を認める供述を始めていた
2006年11月10日	日経	前知事が「前田建設工業が頑張っていると当時の県土木部長に伝えた」となど入札への不正な介入を認める供述をしている
2006年11月12日	日経	当時の県土木部長が1990年代前半に、前知事の実弟を、贈賄罪の水谷建設元会長と引き合わせていた。わいろ授受など業者との接触を実弟に任せ、自身は直接関与しないという事件の構図の「原点」が明らかになった

3-9 和歌山県発注のトンネル工事と下水道工事

2006年9月、大阪地検特捜部が、和歌山発注のトンネル工事を巡る談合の容疑で、県庁や企業共同体（JV）中心会社のハザマ大阪支店などを家宅捜索した。翌月、県出納長、ハザマ取締役ら5人を逮捕し、県庁の知事室や出納長室なども家宅捜索した。11月には、大阪地検特捜部から参考人として事情聴取を受けていた和歌山県の元出納長が自殺する。さらに大阪地検は岩出市の下水道工事の受注調整に関与したとして、建設会社「丸山組」の会長・社長・専務を談合容疑で逮捕する。そして県知事を、2004年の下水道工事を受注したJVに知事選で支援を受けた地元企業を参入させたとして、談合の共犯容疑で逮捕した（表17）。

表17 和歌山県発注のトンネル工事と下水道工事を巡る談合事件の経緯

2006年9月20日	大阪地検特捜部が、和歌山県庁やハザマ大阪支店、ゴルフ場経営会社「大和開発観光」などを競売入札妨害（談合）の容疑で家宅捜索
2006年10月4日	大阪地検特捜部が、大林組本社や幹部宅などを家宅捜索
2006年10月12日	大阪地検特捜部が、県出納長、ハザマ取締役、同社非常勤顧問、同社和歌山営業所長、ゴルフ場経営会社元代表の5人を談合容疑で逮捕／県庁の知事室や出納長室、出納長の自宅などを家宅捜索→11月1日に5人を起訴
2006年11月2日	和歌山県知事が辞職
2006年11月8日	和歌山県の元出納長が自殺
2006年11月9日	大阪地検特捜部が、04年に入札があった岩出市の下水道工事の受注調整に関与したとして、建設会社「丸山組」の会長・社長・専務を競売入札妨害（談合）容疑で逮捕
2006年11月15日	大阪地検特捜部が県知事を、04年の下水道工事を受注したJVに知事選で支援を受けた地元企業を参入させたとして、競売入札妨害の共犯容疑で逮捕
2006年11月22日	前県出納長を刑法の談合罪で起訴、大林組元顧問を在宅のまま同罪で起訴／ゴルフ場役員を再逮捕
2006年12月6日	和歌山県知事を収賄容疑で再逮捕、ゴルフ場経営者元代表を贈賄容疑で再逮捕→起訴→12月27日に起訴
2007年5月30日	大阪地裁が、前出納長に懲役2年（執行猶予3年）、大林組の元顧問に懲役1年6月（執行猶予3年）、ハザマ・東急建設・熊谷組の各担当者に懲役1年～10月（執行猶予3年）の有罪判決
2007年9月10日	大阪地裁が、前知事に「選挙基盤を確立するための悪質な官製談合」として、懲役3年（執行猶予4年）、追徴金1000万円の有罪判決、共犯の元ゴルフ場経営者にも懲役3年（執行猶予4年）、追徴金1500万円の有罪判決

【談合に関わる関係者の多さ】

2007年5月、大阪地裁は、県の前出納長と大林組の元顧問に有罪判決を下す。9月には前知事に、3件のトンネル工事と下水道工事で談合に加担したとして、懲役3年（執行猶予4年）、追徴金1000万円の有罪判決が出た。知事と県職員とゼネコンによる官製談合である。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

本件は、大阪地検特捜部の調べで進み、工事を落札したハザマと談合に関わったゴルフ場経営者、そして大林組などの関係者の供述が進み、関与が少しずつ明らかになっていく。知事がどれだけ関与したかが焦点となり、多くの関係者の供述がリークされている（表18）。

【業界界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

和歌山は、「県外勢力が深く関与する広域的な」談合だった。「もともと大阪が基盤の大林組は、関西土木業界での影響力は絶大である」「ある中堅ゼネコン関係者は『関西で大林に逆らっていないことは何もない』と打ち明ける。地元中堅・中小建設会社はもちろんのこと、地域の発注官庁との人脈を広く張り巡らす大林組に逆らえば、文字通り『村八分』となるリスクがあるためだ」という⁹⁰⁾。

また、自治体を巻き込んだ談合となっているのは、県職員の天下りにも関係がある。報道

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

表 18 和歌山県の談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2006年9月21日	日経	工事を落札したハザマが、談合にかかわったとされるゴルフ場経営者に約6000万円を現金で直接手渡していた。便宜を受けた謝礼との趣旨で、金額は落札額の5%とあらかじめ決められていた。談合の発覚を防ぐ目的だった
2006年9月24日	日経	入札に参加した複数のゼネコンの担当者が大阪地検特捜部の任意聴取に対し、別のトンネルの入札についても談合を認める供述をしている
2006年10月4日	朝日夕刊	競合があったとされる4件の入札に参加した複数の会社の担当者が、大阪地検特捜部の任意の事情聴取に対し、大手ゼネコンの大林組の幹部の主導で談合が行われていたことを認める供述をしている。この幹部は他にも関西の自治体が発注する大型公共工事で受注業者を振り分けていた
2006年10月6日	朝日	入札に参加した複数のゼネコン担当者が、4件のうちハザマと東急建設のJVがそれぞれ受注した2件の工事について「県幹部から受注業者の指名があった」と供述している
2006年10月14日	日経	県出納長が工事を落札する共同企業体（JV）に参加する地元業者を指名していた。仕切り役とされる大林組幹部が、指示に基づきJVの組み合わせを決めた
2006年10月15日	日経	出納長は2000年秋頃から県発注工事の談合に深く関与するようになった疑いが強い
2006年10月15日	朝日	出納長が業界内での談合を仕切ったとされる大林組の幹部の意向を覆す形で、うち1件の工事を受注するJVの中核ゼネコンにハザマを指定していた
2006年10月21日	日経	和歌山県で、昨年3月までの3年間に退職した県土木整備部の職員のうち、約3分の1にあたる40人が建設関連の企業などに再就職していた。県は職員の「天下り」を事実上規制しておらず、「OBの受け入れ先を優遇するなどの不正を生む土壌になっている」との指摘も出ている
2006年11月1日	朝日	出納長が、一連の談合に知事が関与していたことを認める供述を始めたことがわかった。ゴルフ場経営者元代表について、「知事から受注業者を選ぶ際に意見にすべて従うように指示された」と述べたという
2006年11月4日	日経	工事を受注した地元建設業者3社が、知事の政治団体に献金していた。献金は役員らの個人名義で行われ、総額は2005年までの4年間で少なくとも約580万円に上る
2006年11月5日	朝日	出納長が、容疑の対象となった下水道工事を受注したJVに知事選で貢献した企業を参入させたのは知事の意向だったと供述している。さらに「5億円以上の大型土木工事は知事の指示で受注する地元業者を選んでいた」と述べ、知事の関与を全面的に認めている。特捜部は一連の「官製談合」が知事主導だったとみて解明を進める
2006年11月15日	朝日	県庁秘書課に保管されていることが発覚した知事の裏金は、03年からの3年間で総額4000万円を超える
2006年11月16日	朝日夕刊	知事がゴルフ場経営者代表から受け取った3個の高級ブランド時計は、総額270万円相当になる。知事が、2004年の知事選で自民党の推薦を受けた直後、丸山組会長と知事室で会い、同工事への参入を直接要請されていた。知事はその場で承諾したという。特捜部は選挙支援の見返りとして同社を工事に参入させたことを示す事実とみている
2006年11月17日	日経	丸山組が2度にわたり知事らに工事参入を要請していた
2006年11月19日	朝日	県庁秘書課に保管されていたことが発覚した裏金の大半が、知事の個人的な飲食費や遊興費に使われていた
2006年11月21日	朝日	県知事選で初当選した後、対立候補を応援した建設会社に県発注の工事を受注させないように、前出納長に指示していた。特捜部が押収した知事の当時の執務ノートに、複数の対立候補系の会社名が書かれており、「受注からはずす」と記されていた
2006年11月23日	朝日	容疑となった下水道工事を受注したJVの中核ゼネコン熊谷組が、受注後の04年末、知事と親しいゴルフ場経営会社代表に、受注謝礼として5000万円を支払っていた
2006年12月5日	朝日	知事が県側とゼネコンを仲介したゴルフ場経営者元代表から受け取ったとされる現金の総額が約1000万円に上る

によれば、「和歌山県で、昨年3月までの3年間に退職した県土木整備部の職員のうち、約3分の1にあたる40人が建設関連の企業などに再就職していた。県は職員の天下りを事実上規制しておらず、OBの受け入れ先を優遇するなどの不正を生む土壌になっている」⁹¹⁾。

こうした業界常識の中で、知事は公判で起訴事実を認めて謝罪する一方で「昔からの談合システムに巻き込まれた」「官製談合の組織を作ったわけではなく、わいりも積極的に要求していない」などと関与は間接的であると主張していた⁹²⁾。個人の犯罪というわけではなく、業界慣習に従って組織的に行動した結果であることがわかる。

3-10 宮崎県発注の3事業（県道と麓川の橋の復旧／橋の設計）を巡る談合事件

本件は、宮崎県の3事業（県道の災害復旧の設計、麓川の橋の復旧の設計、橋の設計の指名競争入札）を巡る談合で、知事が実刑判決を受けた事件である（表19）。公取委や地検特捜部ではなく、宮崎県警捜査2課による捜査が進んだ。

2006年11月、宮崎県警が、県土木部長ら県幹部3人と、知事と関係が深いヤマト設計会長ら業者らの計10人を競売入札妨害容疑（談合）で逮捕する。後日には、県出納長、県環境森林部長、県高岡土木事務所長らが逮捕された。12月には、前知事と、県土木部長、県

表 19 宮崎県発注の3事業を巡る談合事件の経緯

2006年11月16日	宮崎県警が、県土木部長、県土木部次長、県道路保全課長の県幹部3人と、社団法人宮崎県測量設計業協会副会長、知事と関係が深いヤマト設計会長ら業者側7人の計10人を競売入札妨害容疑(談合)で逮捕/ヤマト設計本社(東京都)や宮崎支店、社団法人宮崎県測量設計業協会などを家宅捜索
2006年11月17日	宮崎県警が、県庁の土木部門管理課や財政課、土木事務所など数か所などを家宅捜索
2006年11月29日	県出納長を談合の疑いで逮捕/出納長室を家宅捜索
2006年12月1日	宮崎県議会議長が、知事の信任決議案を本会議に提出し、全会一致で可決→3日に辞職表明
2006年12月3日	宮崎県警捜査2課が、県環境森林部長と県高岡土木事務所長を逮捕(これで14人)
2006年12月7日	宮崎県警が、県土木部次長やヤマト設計社長ら8人を再逮捕
2006年12月8日	宮崎県警捜査2課が、前知事と、県土木部長、県土木部次長、ヤマト設計社長、元国会議員秘書ら8人を競売入札妨害(談合)容疑で逮捕(これで16人)/知事室や知事公舎を家宅捜索
2006年12月20日	05年10月に発注した橋の設計の入札による談合容疑で、前知事と前出納長、元国会議員秘書、ヤマト設計社長を再逮捕
2006年12月28日	前知事とヤマト設計元社長を起訴→前知事・ヤマト設計元社長・元国会議員秘書を起訴(2007年2月11日)
2007年1月29日	宮崎県警が前知事を約3000万円の事前取賄と第三者供賄の疑い、ヤマト設計元社長を約1000万円の贈賄の容疑で再逮捕
2007年10月16日	宮崎地裁が、「旧態依然とした金権体質を前知事とともに県政に持ち込み、県民の信頼を裏切った」として、元国会議員秘書に懲役1年2月の実刑判決
2008年1月16日	宮崎地裁が、元出納長に懲役1年(執行猶予4年)の有罪判決
2008年3月25日	福岡高裁宮崎支部が、元国会議員秘書に懲役1年の実刑判決→最高裁が上告棄却(6月12日)
2008年11月26日	宮崎地裁が、ヤマト設計社長に「県政を腐敗させた刑事責任は重い」として、懲役2年4月の実刑判決
2009年3月27日	宮崎地裁が、「わいろを受け取る意思があった」として、前知事に懲役3年6月、追徴金2000万円の実刑判決
2009年9月2日	福岡高裁宮崎支部が、ヤマト設計社長の一審を破棄し、懲役3年(執行猶予4年)を言い渡す→上告は断念
2010年4月15日	福岡高裁支部が前知事の控訴棄却→上告→病死

土木部次長らも逮捕された(逮捕者は合計16人)。2005年10月に発注した橋の設計の入札による3件目の談合容疑で、ヤマト設計の落札率は98.1%だった⁹³⁾。

【談合に関わる関係者の多さ】

宮崎地裁は、元国会議員秘書とヤマト設計元社長に実刑判決、元出納長に執行猶予猶予付きの有罪判決を下し、2009年3月、「わいろを受け取る意思があった」として、前知事に懲役3年6月、追徴金2000万円の実刑判決を下した(前知事は控訴したが、福岡高裁は棄却し、さらに上告したが、途中で病死)。他にも県の土木部長や県環境森林部長も逮捕されている。逮捕直前まで現職だった知事の実刑判決は衝撃を与えた。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

県警捜査二課の調べや供述内容は、逐次報道されている(表20)。「出納長は容疑を認めた上で、『知事から指示を受けた』と供述しており、事件は一気に核心に迫る」⁹⁴⁾などである。県警の記者クラブを通じて発表されたと考えられる。

表 20 宮崎県の談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容(「関係者の話によれば」などの表記は省略している)
2006年11月18日	朝日	逮捕された県土木部長ら県幹部が県警の調べに対し、官製談合について、「上からの声だった」とし、知事の関与があったことを示唆する供述を始めた
2006年11月18日	日経	県土木部次長が、宮崎県警の調べに、「落札業者は上層部の意向で決まっていると上司に言われていた」と供述している
2006年11月30日	朝日	出納長は容疑を認めた上で、「知事から指示を受けた」と供述しており、事件は一気に核心に迫る
2006年12月9日	朝日 夕刊	前知事が、ヤマト設計の受注を増やすよう、環境森林部長に対し、数千万単位の金額を示しながら、受注調整をさせていた
2006年12月10日	日経	ヤマト設計が昨年と今年度に受注した県発注事業11件のほぼすべてを前知事が発した「天の声」による談合で落札した
2006年12月12日	朝日	知事が初当選した直後、ヤマト設計社長が2000万円を提供した/前知事の政治指南役で元国会議員秘書と一緒に持参した
2006年12月23日	日経	県農政水産部にもヤマト設計に業務を受注させるよう働きかけがあった/知事の意向を出納長が仲介したもので、県の公共工事の大部分を発注する土木、環境森林と農政水産の三部すべてに「天の声」が伝えられていた
2006年12月19日	朝日	前知事が、ヤマト設計社長から現金2000万円を受け取っていたことを認める供述をしている

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

談合の仲介役となる「首長に発言力のある周辺関係者」は福島県では実弟だったが、宮崎県の談合では地元業者の「ヤマト設計」社長だった。「『8000万円ほど仕事を回してやってくれないか』2005年6月初旬、当時の出納長は知事からこう切り出された。拒み切れず、土木次長に受注調整を指示。入札直前の同年11月、ヤマト設計の宮崎支店長は他社の担当者らに『天の声が出て、うちがいただくことになった』と通告した⁹⁵⁾』という報道もある。業者が一枚岩だったわけではなく、大規模土砂災害が出た際、ヤマト設計が非協力的だったのに「天の声」で受注することになり、ヤマト設計に対する不満もあったようだ。しかし結局、地元業者も官製談合を承諾し、談合を仕切り直し、ヤマト設計は落札率94.1%で設計業務を落札した。地元業者は「不満はあったが、天の声に逆らえば、次から県の仕事はとれない⁹⁶⁾』という状況だった。

4. 国の行政機関の職員が関与した談合事件

4-1 日本道路公団の橋梁談合を巡る談合事件

ここからは国の行政機関または国家的プロジェクトに関する談合について分析する。民間企業への公務員の「天下り」とセットで談合しているケースが多く、根の深い問題であった。特にこの橋梁談合事件は、公取委が刑事告発した独禁法違反の中で、最大規模の事件である。

2004年10月、国交省や日本道路公団（以下、道路公団と略す）が発注する橋梁工事で事前に受注者を決めていた容疑があり、公取委は独禁法違反の疑いで、三菱重工業や新日本製鉄、石川島播磨工業など30数社のほか、日本橋梁建設協会など計40数か所の立ち入り調査を行った。2005年5月には、東京高検に刑事告発する。大規模な一斉聴取と家宅捜索が行われ、談合組織の幹事会社だった横河ブリッジなど11社の営業担当者計14人が独禁法違反で逮捕された。横河ブリッジ理事、三菱重工業橋梁部次長、石川島播磨重工業橋梁営業部長など、日本を代表する有名企業の営業担当部門の幹部が刑事責任を問われたのである。

さらに7月、東京高検は、道路公団元副総裁を独禁法違反の幫助と背任の疑いで逮捕した。道路公団ナンバー2が逮捕されたことで、発注元の最高幹部が深く関与した史上例のない大型官製談合事件に発展した。8月には、道路公団の現職理事が独禁法違反の幫助と背任の疑いで逮捕される。現職役員として2人目の逮捕である。9月に公取委は組織的な談合への関与を認定し、官製談合防止法に基づいて、道路公団の副総裁に改善措置を求め、関与した幹部7人は実名で通知した。また三菱重工業などメーカー45社には独禁法で排除勧告した。

2006年11月、東京高裁は、「我が国を代表する大企業も多数含み、社会に与えた損害も甚大だ」として、23社に罰金6.4億円～1.6億円、総額64.8億円の罰金を言い渡す。横河ブリッジの主担当者や同社元顧問（元道路公団理事）など、企業の談合担当者には執行猶予付

表 21 日本道路公団の橋梁談合を巡る談合事件の経緯

2004年10月5日	国交省や日本道路公団が発注する橋梁工事で事前に受注者を決めていた容疑があり、公取委が独占禁止法違反の疑いで、三菱重工、新日本製鉄、石川島播磨重工業など30数社のほか、日本橋梁建設協会など計約40カ所に立ち入り検査
2005年5月23日	公取委が8社を刑事告発/東京高検が受注調整を主導した幹事社8社から一斉聴取/横河ブリッジ、JFEエンジニアリング、石川島播磨重工業、三菱重工本社や担当者の自宅などを東京地検が家宅捜査
2005年5月26日	東京高検が、幹事社の横河ブリッジ橋梁営業本部担当理事や同社堂本部次長など11社の営業担当者計14人を独禁法違反(不当な取引制限)の疑いで逮捕/ほかに逮捕者は、JFEエンジニアリング橋梁営業部長、石川島播磨重工業橋梁営業部長、川崎重工鉄構ビジネスセンター部長、三菱重工橋梁部次長など
2005年6月15日	公取委が、すでに刑事告発していた8社に加えて法人18社と個人8人を追加告発/これを受けて東京高検が、談合組織に加盟する47社のうち、新日鉄、三菱重工など26社を独禁法違反の罪で起訴/個人については、逮捕した14人のうち受注調整に深く関与した8人に絞って起訴/国交省は26社の社長ら呼び、法令遵守を求める勧告書を手渡し/経団連が起訴された新日鉄や三菱重工の3ヶ月の活動自粛を決定
2005年7月12日	東京高検が、受注調整を主導したとされる横河ブリッジ元顧問(日本道路公団元理事)と、談合に中心的にかかわった三菱重工の元橋梁部次長、石川島播磨重工業の元橋梁営業部長、談合組織K会の常任幹事だった横河ブリッジの理事、A会の常任幹事だった川田工業の元橋梁事業部長の5人を逮捕
2005年7月25日	東京地検特捜部が、日本道路公団副総裁(現職)を独禁法違反の補助と背任の疑いで逮捕→起訴(8月)/日本道路公団本社を地検特捜部が家宅捜査
2005年8月1日	東京地検特捜部が、日本道路公団理事(現職)を新たに独禁法違反の補助と背任の疑いで逮捕→起訴(8月)
2005年9月29日	公取委が、公団の副総裁に改善措置を求める/深く関与した公団幹部7人については実名で通知/国と公団発注工事で談合を繰り返したとして、三菱重工など45社に対して排除勧告(3社が応諾拒否)
2005年9月1日	国交省が、談合に加わった30数社に対し、談合で被害を受けた一部として計40数億円の違約金の支払いを求める→「旧公団幹部が主導した官製談合なのに請求は不当」と11社が拒否(10月)
2006年11月10日	東京高検が、「我が国を代表する大企業も多数含み、社会に与えた損害も甚大だ」として、23社に罰金6.4億円~1.6億円、総額64.8億円の罰金を言い渡す/横河ブリッジの主担当者は懲役2年6月(執行猶予4年)、同社元顧問(元JH理事)は懲役2年(執行猶予3年)、ほかに企業の談合担当者がいずれも執行猶予付きの有罪判決
2006年2月16日	日本道路公団が、橋梁工事の談合事件で、旧公団役員らによる官製談合を見逃したとして、東日本・中日本・西日本の3社で社員53人を処分したと発表
2007年12月7日	東京高検が、JH元理事に懲役2年(執行猶予3年)の有罪判決→上告棄却(2010年7月)
2008年7月4日	東京高検が、JHの元副総裁に懲役2年6月(執行猶予4年)の有罪判決→上告棄却(2010年9月)
2008年7月29日	東日本高速道路(旧日本道路公団)が、談合にかかわったメーカー49社と元公団副総裁ら4個人に対し、連帯債務として計約89億円の損害賠償を請求
2009年12月18日	公取委が、三菱重工と新日本製鉄に独禁法違反で計約10億円の課徴金納付を命令・同事件での課徴金総額は49社141.2億円

きの有罪判決が出た。さらに2007年12月には、道路公団元理事に懲役2年(執行猶予3年)の有罪判決が出た。2008年7月には、道路公団の元副総裁に懲役2年6月(執行猶予4年)の有罪判決と続く。「国内メーカーのほとんどが談合組織に加わり、発注総額が約1200億円に上った大規模な官製談合事件を巡り、判決は、発注者側の実質的トップの刑事責任を厳しく断じた」のである⁹⁷⁾。元理事と元副総裁は判決に不服として上告したが、2010年7月と9月にそれぞれ上告棄却された(表21)。

なお、本件の進行中の2005年6月、道路関係四公団民営化関係法令が公布され、道路公団は分割民営化し、東日本高速道路(NEXCO東日本)・中日本高速道路(NEXCO中日本)・西日本高速道路(NEXCO西日本)などに分割され、解散している。

【談合に関わる関係者の多さ】

東京高検は18社と8人を起訴し、国交省は26社の社長らを呼んで法令遵守を求める勧告書を手渡し、公取委は45社に排除勧告を出した。道路公団の元副総裁や元理事が有罪判決を受けている。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

2005年1月15日の新聞各紙朝刊には、組織的な仕切りによる談合であったことが一斉に報道されている。「公取委は日本を代表する企業や大手橋梁メーカーが主導した大型談合事件とみて調べを進めている」とあるので、公取側からの情報であろう(表22)。

4月には毎日新聞が「公正取引委員会は、独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑での刑事告発に向け、検察当局と協議を始めた模様だ」とスクープしている⁹⁸⁾。5月に入ると朝日新聞が、「橋梁談合にルール本、公取が重要証拠入手」と題して、「大手鉄鋼メーカーなどで作る談合組織が受注調整の規則などをまとめた『談合ルールブック』を作成していた」とスクープしている⁹⁹⁾。他にも多くの記事で「明日にも告発」などの宣戦布告のような記事が出た上で、公取委の告発と東京高検（当時は独禁法は東京高検の管轄だった）の家宅捜索へと進んだ。家宅捜索の翌日には、日本経済新聞が社説で「橋梁談合は発注者にも説明責任がある」¹⁰⁰⁾と、問題の根深さを論じている。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

橋梁工事の年間市場規模は3500億円で、国や道路公団の鋼鉄製橋梁建設工事の入札談合疑惑では、同公団が2003年までの3年間に発注した工事計約200件の落札率は平均97%に達していた。前述の1993年のゼネコン汚職事件を機に、政官界側から落札会社を指名する「天の声」が出にくくなったため、皮肉なことに受注調整は一層活発になっていた。

古参企業の横河ブリッジや石川島播磨重工業など大手を中心とした17社は「K会」（前身は「紅葉会」／1960年頃に発足）、川田工業、高田機工など後発・中小を中心とする30社は「A会」（前身は「東会」／1991年に発足）と呼ばれる談合組織を構成していた。調整を仕切り役に一任する「幹事一任方式」をとり、業界内の有力企業のほとんどはこの組織に関わっていた。公取委の告発対象の関東・東北・北陸の三地方整備局発注工事は2003～2004年度で計166件で、このうち件数の70%以上の128件、受注額で約90%の約650億円を2つの談合組織の所属各社が落札していた¹⁰¹⁾。

表 22 橋梁事業を巡る談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2005年1月15日	朝日 読売 毎日	国や日本道路公団などが発注した鋼鉄製の橋梁「鋼橋」の入札をめぐる談合疑惑で、「K会」「A会」と呼ばれる二つの談合組織が国発注工事の落札業者を事前に決めていた
2005年4月19日	毎日	公正取引委員会は、独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑での刑事告発に向け、検察当局と協議を始めた模様だ
2005年5月14日	朝日	大手鉄鋼メーカーなどで作る談合組織が受注調整の規則などをまとめた「談合ルールブック」を作成していた
2005年5月27日	日経	東京高検が独占禁止法違反容疑で逮捕に踏み切った背景には、再三談合を指摘されながら、改善されない業界の体質があった
2005年5月30日	朝日	横河ブリッジでは、天下りした公団OBが、公団工事について三菱重工幹部と相談する中で各社への工事の割り振りの原案書類を作成していた。数年前から公取委の立ち入り検査を想定し、女子更衣室に隠したり、休日出勤して都内の自社所有ビルに持ち出すなど、組織的な証拠隠蔽が繰り返されていた
2005年5月31日	日経	各社間の調整で受注が決まった企業は、形だけ入札に参加する「サクラ」と呼ばれる企業を自ら手配する決まりになっていた
2005年6月4日	日経	日本道路公団が2000-2004年度の5年間に発注した橋梁工事件数の約82%を、談合組織に加盟する橋梁メーカー各社が落札していた
2005年6月6日	日経	「石川島播磨重工業の担当者から公団発注工事の配分結果の連絡を受け、その通りに手配した」と供述している
2005年6月9日	朝日	検察当局は、公取委が刑事告発した国土交通省発注分に加え、新たに日本道路発注分についても独禁法違反の疑いで立件する方針である
2005年7月5日	日経	元公団理事が三菱重工の前橋梁部次長の助言を受け、個別工事を各社に割り振った「配分表」を作成していた。配分表は石川島播磨重工業の前橋梁営業部長を通じて、受注することが決まった企業の営業担当者に電話などで連絡していた
2005年7月7日	朝日	横河ブリッジに天下りした後、談合を仕切っていたとされる公団理事が、工事を各社に配分していたことを認め、「いい橋をつくるためには業者任せにせず、時運が割り振った方がいいと思った」と説明している（朝日新聞2005年7月7日）
2005年7月26日	朝日 夕刊	最初に逮捕された元理事が、全ての5000トン以上の橋梁工事について、前任の副総裁の時代から、「工事を分割して受注してくれるよう陳情していた」と供述している。複数の公団関係者が「メーカーが天下りを受け入れる代わりに談合を認め、分割発注などの要望を聞き入れていた」と供述している

2006年11月の東京高裁で、裁判長は「鋼橋業界の有力事業者のほぼすべてが談合システムに参加して構築された」と認定し、「鋼橋業界における根深い談合体質に由来しており、長期間にわたり継続されたもので常習性が顕著だ」と非難した¹⁰²⁾。この判決が業界体質を言い表している。橋梁業界の談合は歴代営業部門幹部の引き継ぎ事項であり、道路公団から鋼鉄橋梁メーカーへの天下りを受け入れて、受注を調整するという業務慣習だった。幹部が役員に昇進するときは、幹事社に連絡して談合情報の連絡漏れを防いでいた¹⁰³⁾。また、「タクシーや喫茶店の中で談合の話をしない」「入札後、落札会社が他の会社に礼を言うのは禁止」など、談合が漏れることを防ぐ対策もあった¹⁰⁴⁾。日本経団連の会長は、談合問題について「全国津々浦々に行き渡っている慣習のようなもので、地方では仕事を回し合っているワークシェアリング。本当にフェアな戦いをすれば、力の強いところが勝ち、弱いところが沈んでしまう」と談合をなくすのが難しいと語っている¹⁰⁵⁾。

この談合を支えたのは、「OBを受け入れれば、受注につながる」という企業側と、「天下り先を確保したい」という道路公団側の一致した思惑だった¹⁰⁶⁾。橋梁メーカー47社への国交省OBの天下りは197人で、このうち21人が役員に就任している。(2005年6月6日時点)。各道路公団OBも36社に43人が天下り、7人が役員に就いていた¹⁰⁷⁾。OBの年収は公団の支社長、副支社長クラスで1800万円前後で、「会社に行くのは週1回ほどで具体的な仕事は何もなかった」という大手メーカー顧問もいる¹⁰⁸⁾。ある関係者は「メーカーに恩を売ることで、天下り人数をコントロールできるし、工事ごとに自分たちの要求に合った業者にやってもらうこともできる。公団は発注者として官製談合のうまみを忘れるはずがない」と長年続く体質を指摘した¹⁰⁹⁾。横河ブリッジの元顧問は橋梁業界が初めて迎えた公団生え抜きの理事で、「雲の上の人」と呼ばれていた。約10年間、業界の重鎮として談合システムの頂点に立ち、年間約1000億円の公団発注工事の多くをほとんど1人で配分し続けた。公団側と業界の両方に顔が利いて、まさに談合の調整役であり「仕切り役」だった¹¹⁰⁾。

4-2 防衛施設庁の空調設備工事 & 岩国基地の滑走路沖合工事を巡る談合事件

防衛関連では、過去に何度か談合に絡んだ組織的な業務慣行が摘発されている。

1998年には2件の経済事件が摘発された。1件はNECの子会社が防衛庁に装備品代金を水増し請求していた事件で、NEC元専務や、防衛庁調達実施本部（以下、「調本」と略す）の本部長ら13人が背任罪で有罪判決を受けた。東京地裁は調達元副本部長に、「不正行為で国に損害を与えながら、便宜を図ってやったことにつけこんで、多額のわいろを受けたことは誠に悪質だ」と有罪判決を出した。

もう1件は海上自衛隊の航空機開発を巡る贈賄事件で、元防衛政務次官で、祖父は富士重工業の前身の中島飛行機創業者というエリート衆院議員が、海上自衛隊の救難飛行艇の試作を巡って現金500万円を渡した疑いに発展し、富士重工業元専務や元会長が逮捕され、公職

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

選挙法違反の汚職事件となる。この衆院議員と富士重工業会長は有罪判決を受けた（衆院議員は二審後に自殺）。「摘発されたのは個人である。だが、そうした人物に権限を与えてきた防衛庁という組織、ひいては業者をも含む『防衛村』の体質が問われ」¹¹¹⁾ た。

1999年3月には、公取委が、航空機のジェット燃料など石油製品の入札で、石油元売り大手のコスモ石油、日石三菱などがヤミカルテルを結んでいた疑いで11社を刑事告発し、東京地検特捜部が計11社を自宅搜索した。入札がスムーズに進まなかったと見せかける「談合隠し」も行われていた。公取委としては、1974年に告発したヤミカルテル事件以来、実に25年ぶりの石油業界への捜査だった。本件では、公取委が石油元売り石油元売り11社を刑事告発し、担当者9人が逮捕・起訴され、10社9人が有罪判決を受けた。8社に対しては総額20.1億円の課徴金命令も出ている。

当時の入札システムは、コスモ石油の産業燃料部グループ長仕切り役の調整のもとで10年以上行われ、調本と業界のもたれ合いの構図が談合の温床になっていた。各担当者は、防衛燃料の納入価格については調本の意向に従うしかなく「もともと自由な競争はできなかった」と供述した¹¹²⁾。談合が続いた理由は、自衛隊向け製品という特殊性である。防衛庁関係者にも、「安定供給を受けるためにも業界調整はある程度やむを得ない」との声があった¹¹³⁾。

しかし、東京地検は石油元売りの9人を逮捕し、2004年3月に有罪判決が出た。こうした組織体質の下で、次の談合事件（表23）が起きた。

2005年11月、東京地検特捜部が旧「新東京国際空港公団」（2004年より「成田国際空港」）に発注した電機設備工事を巡り、競売入札妨害の疑いで電機メーカーの各本社やメーカー側の営業担当者の自宅などを自宅搜索した¹¹⁴⁾。その結果、入札に参加した電機メーカー6社が、2004年度までの5年間で全国に8つある防衛施設局が発注した電気設備工事を計52件受注し、このうち12件は予定価格と同額で落札していたことがわかる。52件の落札率の平均は98.9%だった。そして電機工事だけでなく、大規模な土木・建築工事についても官製談合が行われていたことが判明した。

2006年1月、東京地検は、防衛施設庁の技術審議官、前任の技術審議官（＝財団法人「防衛施設技術協会」理事長）、施設庁総務部施設調査官の3人を刑法の談合容疑で逮捕する。その後、防衛施設庁やゼネコンの鹿島・大成建設、清水建設や五洋建設、東亜建設工業、防衛施設技術協会を自宅搜索した。2月に入り、岩国基地の滑走路沖合移設工事などの土木・建設工事を巡る競売入札妨害の疑いでも、施設庁の有力OBの自宅など関係先を一斉搜索し、起訴した3容疑者を刑法の談合罪で再逮捕した。

【談合に関わる関係者の多さ】

2006年3月、東京簡裁は、競売入札妨害の罪で略式起訴された9人（元施設庁技術審議、鹿島、清水建設らの営業担当者）に対し、それぞれ罰金50万円の略式命令を出す。

同年5月には公取委が、独禁法違反の疑いで、鹿島、大成建設、清水建設など計約40社

表 23 防衛施設庁の空調設備工事等を巡る談合事件の経緯

2005年11月17日	東京地検特捜部が電機メーカー（東芝・三菱電機・富士電機システムズ）の各本社やメーカー側の防衛庁に対する営業担当者の自宅などを家宅捜索／メーカー側の担当者が、防衛施設庁が発注した工事についても受注調整があったと認めていることが明らかになる
2005年11月24日	入札に参加した電機メーカー6社が、2004年度までの5年間で全国に8つある防衛施設局が発注した電気設備工事を計52件受注し、このうち12件は予定価格と同額で落札していたことがわかる／52件の落札率の平均は98.9%だった
2006年1月30日	東京地検が、防衛施設庁の空調設備工事を巡り、技術審議官、前任の技術審議官（財団法人「防衛施設技術協会」理事長）、施設庁総務部施設調査官の3人を刑法の談合容疑で逮捕→2月20日に起訴
2006年1月31日	東京地検が、防衛施設庁やゼネコンの鹿島・大成建設を家宅捜索
2006年2月1日	東京地検が、ゼネコンの清水建設や五洋建設、東亜建設工業の本社を刑法の談合容疑で家宅捜索
2006年2月6日	東京地検が施設庁所管の公益法人「防衛施設技術協会」を家宅捜索
2006年2月8日	2004年度に施設庁が発注した大規模な土木・建築工事の落札率が軒並み96%を上回ることが判明
2006年2月21日	東京地検が、岩国基地の滑走路沖合移設工事など土木・建設工事を巡る競売入札妨害の疑いで、施設庁の有力OBの自宅など関係先を一斉捜索→起訴した3容疑者を刑法の談合罪で再逮捕→3月14日に追起訴
2006年3月14日	東京簡裁は、競売入札妨害の罪で略式起訴された9人（元施設庁技術審議官、鹿島、東亜建設工業、鉄建、大成建設、大林組、五洋建設、りんかい日産建設、清水建設の営業担当者）に対し、いずれも罰金50万円の略式命令
2006年5月16日	公取委が、独禁法違反の疑いで、鹿島、大成建設、清水建設、大林組、五洋建設、東亜建設工業、鉄建、りんかい日産建設、鴻池組の計10社を立ち入り検査→17日・18日も立ち入り検査が続き、対象は約40社
2006年6月15日	内部調査による最終報告書を発表・OBの天下り先確保のための談合行為が1980年前後にはすでに行われていた疑いがあり、85年頃には工事の配分表も作成されるようになったことを明らかにする・長官ら85人を懲戒処分
2006年7月31日	東京地裁は、「近年まれに見る悪質な官製談合事件において最も主導的な立場にあった」として、元技術審議官を懲役1年6月に実刑判決、後任者の元技術審議官と元総務部施設調査官に懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決
2007年6月22日	公取委が防衛施設庁の元技術審議官ら幹部7人の談合への関与を認定し、実名で同庁へ通知し／改善措置要求は見送り／ゼネコンの鹿島や大成建設など受注側の60社の独禁法違反も認定・廃業した会社を除く56社に再発防止を求める排除措置命令、受注実績のあった51社に計約30.5億円の課徴金納付命令

を立ち入り検査する。2006年7月、東京地裁は、「近年まれに見る悪質な官製談合事件において最も主導的な立場にあった」として、元技術審議官を懲役1年6月に実刑判決、後任者の元技術審議官と元総務部施設調査官に懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決を下す。2007年6月、公取委は防衛施設庁の元技術審議官ら幹部7人の談合への関与を認定し、実名で同庁へ通知した。ゼネコンの鹿島や大成建設など受注側の60社の独禁法違反も認定し、廃業した会社を除く56社に再発防止を求める排除措置命令を出し、そのうち受注実績のあった51社に計約30.5億円の課徴金納付を命じた。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

家宅捜索の後、「東京地検の調べによると」などの前置きで、捜査関係者の情報提供に基づく多くの報道がある。防衛施設庁の現職幹部ら3人が関与しており、そのうち技術系トップの技術審議官が仕切り役で、年間の空調工事を受注させるメーカーを一括して決定していたことや、空調設備メーカー各社に受注させる工事をまとめた「配分表」に、同庁OBが天下っているメーカーしか記載されていなかったことなどである。また、在日米軍岩国飛行場移設関連工事について、同庁側による工事の配分結果を各社に伝える窓口役を、大林組（陸担当）と五洋建設（海担当）の両幹部が務めていたことも明らかになった（表24）。

2004年度に施設庁が発注した大規模な土木・建築工事の落札率は、佐世保米軍岸壁整備工事の99.28%、世田谷区の自衛隊中央病院新設建築工事の98.83%、岩国飛行場滑走路移設の96.90%などである¹¹⁵⁾。こうした高い落札率を保つために、ゼネコンやメーカーに受注させる工事を割り振る「配分表」があり、同庁ナンバー3の技術審議官、建設部長、建設企画課長ら歴代の「四役」が決定してきた。配分表による受注調整は、技術審議官ら三人の逮捕

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

容疑となった空調設備工事だけでなく、建設工事など幅広い分野で行われていた¹¹⁶⁾。つまり、受注調整は、発注・入札業務を担当する同庁建設部の日常業務として繰り返されていた。歴代の建設部長が建設企画課長らとともに工事を割り振り、技術系トップの技術審議官が「お墨付き」を与える形で、官製談合が継続していたのである¹¹⁷⁾。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

同庁側がメーカー各社に受注させる工事を入札前に配分する際には、同庁OBらが天下り先から受け取った年収総額を基準に各社の受注額を決定し、配分表にまとめ、全国の各防衛施設局を通じ、メーカー側に伝達していた。配分表には一年間に発注予定の工事件名と受注予定社名のほか、各社の受注実績や同庁からの天下り人数などがまとめられていた。同庁OBが不在のメーカーが表に記載されることはなく、天下りを受け入れたメーカーでも、OBが退職した場合には、翌年度の配分表からは削除され、表に再掲載されるには別のOBを改めて受け入れる必要があった。OBの有無を基準にした工事の配分は「律義なまでに徹底されていた」¹¹⁸⁾。工事をメーカーに割り振る際に、天下りしたOBの年収総額の70-80倍を基準に各社の年間受注額を決めていた。年収1000万円当たり約8億円の工事を受注できる計算で、高官や多人数を受け入れた企業ほど、規模の大きい工事を受注できる仕組みだった¹¹⁹⁾。

しかも雇用したOBの中には「午前だけ出勤し、再就職先の業界ごとに仲間で集まり、碁をうったりしていた」例さえあった¹²⁰⁾。また、逮捕された元技術審議官が理事長を務める公益法人には、幹部職員16人が2年前後の短期間在籍し、さらに建設会社などに天下っていた。技術審議官らは自衛隊法で退職後2年間、施設庁の工事を受注するなどした営利企業への天下りを禁じられているが、幹部職員らはこの期間を公益法人に在籍し、その後で、民間企業に再就職していたのである¹²¹⁾。逮捕された前技術審議官は、「談合は長年の引き継ぎで、退職したOBの生活も考えるとやめられなかった」と供述している¹²²⁾。

2006年6月に防衛施設庁の内部調査による最終報告書が発表された。それによると、OB

表 24 防衛施設庁を巡る談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2006年1月31日	朝日夕刊	施設庁が2004年に発注した建設・土木工事でも官製談合が行われて。現職幹部ら3人が空調設備工事と同様に、技術系トップの技術審議官が仕切り役を務めていた
2006年2月1日	日経	逮捕された技術審議官ら本庁の技術系幹部が、年間の空調工事を受注させるメーカーを一括して決定していた。決定内容は発注業務を担当する全国の各防衛施設局に伝えられ、メーカー側は施設局担当者と接触して情報収集していた
2006年2月4日	朝日夕刊	同庁の技術審議官ら技術系幹部が空調設備メーカー各社に受注させる工事をまとめた「配分表」に、同庁OBが天下っているメーカーしか記載されていなかった。
2006年2月3日	日経	在日米軍岩国飛行場移設関連工事について、同庁側による工事の配分結果を各社に伝える窓口役を、大手ゼネコンの大林組と大手海洋土木会社の五洋建設の両幹部が務めていた。「陸」の工事は大林組、「海」は五洋建設と役割分担していた
2006年2月4日	日経	1997年の着工当初の工事から受注調整が行われていた疑いがある
2006年2月7日	日経	同庁技術系幹部がゼネコンやメーカー各社に受注させる工事を割り振る際に、天下りしたOBの年収総額の70-80倍を基準に各社の年間受注額を決めていた。
2006年2月15日	日経	大成建設と鹿島の幹部が東京地検の任意の事情聴取に対し、同庁側が決めた建築・土木工事の配分結果を各社に伝える「窓口役」を務めていたことを認める供述をしている
2006年2月17日	朝日	岩国基地の滑走路沖合移設工事を巡り、ゼネコン各社の社員らが東京地検の調べに対し、広島防衛施設局の担当課長から予定価格を聞き出していたと供述している
2006年2月28日	朝日	再逮捕された前技術審議官が東京地検特捜の調べに対して、「談合は長年の引き継ぎで、退職したOBの生活も考えるとやめられなかった」と供述している。前審議官は部下が作成した工事の「配分表」を了承し、決裁印を押していた

の天下り先確保のための談合行為は1980年前後にはすでに行われていた疑いがあり、1985年頃には工事の配分表も作成されるようになった。長官ら85人が懲戒処分となっている。

この事件を受けて防衛庁は防衛施設庁を解体し、防衛庁本庁に統合すると発表した。2007年には防衛庁の防衛省への昇格に伴い、防衛施設庁の所管していた業務は主として防衛省地方協力局および装備施設本部に移管された。

4-3 国交省・水資源機構の水門工事を巡る談合事件

2006年1月から改正独禁法が施行され、課徴金減免制度（リーニエンシー）が導入された。企業からの「自首」申告を受けて初めての立ち入り検査となったのが、国土交通省や水資源機構、地方自治体が発注する水門建設工事の談合である（表25）。

2006年3月、違法な談合を繰り返したとして、公取委は独禁法違反容疑で石川島播磨工業など大手メーカー20数社の本社など約40か所を立ち入り検査した。4月に国交省が自治体発注の水門工事やトンネル換気設備工事の最近5年間の入札状況を公表したところ、2001-2004年度の落札率は95%と高い水準だった。

2007年1月、公取委は国交省の官製談合を認定した。3月には、国土交通省の現職職員が落札予定業者を指示していたとして、官製談合防止法を適用し、同省に改善措置を要求し、本省建設施工企画課の課長補佐と近畿地方整備局の機械施工管理官（退職後に死亡）の2人を同省に実名で通知する。石川島播磨重工業など14社に総額16.7億円の課徴金納付を命令、15社に再発防止などを求める排除措置命令した。課徴金の減免制度が適用され、最初に申し出た三菱重工業を全額免除、立ち入り検査後に申告した日立造船、JFEエンジニアリング、石川島播磨工業、川崎重工業、栗本鉄工所は30%減額した¹²³⁾。国交省事務次官は記者会見で、「省庁始まって以来の大ピンチだ。国民に心からおわびしたい」と陳謝した¹²⁴⁾。

6月に国交省は、出先機関の現職課長や旧建設省の元幹部らや、水資源機構の2人の元職員が談合にかかわったとする調査報告書をまとめ、国交相に提出した¹²⁵⁾。

【談合に関わる関係者の多さ】

公取委は、約40か所に立ち入り検査を行い、14社に課徴金納付命令を、15社に排除措置命令を出し、国交省にも改善措置を要求している。

表 25 水門工事を巡る談合事件の経緯

2006年3月28～29日	公取委が、国土交通省や水資源機構、地方自治体が発注する水門建設工事の入札を巡り、石川島播磨工業、三菱重工業、日立造船、JFEエンジニアリング、住友重機械工業、佐世保重工業、三井造船、駒井鉄工、日本車両製造、栗本鉄工所、高田機工、川崎重工業など大手メーカー20数社が違法な談合を繰り返したとして、独禁法違反容疑で各メーカーの本社など約40か所を立ち入り検査；2006年1月に導入された課徴金減免制度に基づき企業からの自主申告を受けた初めての立ち入り検査
2006年4月24日	国土交通省が、水門工事やトンネル換気設備工事の最近5年間の入札状況を発表、201-2004年度の落札率は95%前後と高い水準で、橋梁談合が摘発された2005年度のみ91%
2007年1月17日	公取委が、国交省の官製談合認定
2007年3月8日	公取委が国土交通省の現職職員が落札予定業者を指示するなどしていたとして、官製談合防止法を適用し、同省に改善措置を要求／本省建設施工企画課の課長補佐と近畿地方整備局の機械施工管理官（退職後に死亡）の2人を同省に実名で通知／石川島播磨重工業、三菱重工業、日立造船など14社に総額16.7億円の課徴金納付を命令、15社に再発防止などを求める排除措置命令
2007年6月15日	国交省が、出先機関の現職課長や旧建設省の元幹部ら（元職員5人と現職1人の計6人）が談合にかかわったとする調査報告書をまとめ、国交相に提出

表 26 水門工事を巡る談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（「関係者の話によれば」などの表記は省略している）
2006年4月14日	日経	業界団体やメーカーに再就職した国土交通省の元技術系職員が同省発注工事の各社間の受注調整に深く関与していた
2007年1月17日	朝日	メーカー側が公取委の調べに対し、旧建設省（現国土交通省）ナンバー2で技術系トップの技官などを歴任した幹部らが、同省を退職後、談合に関与していた、などと説明している
2007年3月24日	朝日	公正取引委員会が談合への関与を認定した23社のうち19社に、国土交通省退職者が計67人在職していることがわかった

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

本件は中央省庁で初めての官製談合防止法の適用となったが、刑事事件に至らなかったからか、情報が小出しにリークされることは少なかった。ニュースは課徴金減免制度の適用で談合が新時代に入るという内容が中心となった（表26）。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

水門工事の市場規模は全国で年間600～700億円に上り、多くの談合が行われてきた。国交省や北海道開発局、水資源機構の元幹部やメーカーに天下ったOBらが受注調整に参加し、石川島播磨工業、三菱重工、日立造船の3社が談合の幹事役として「官」の意向の伝達役を務めていた¹²⁶⁾。機械メーカー約20社のうち幹事社を務める業者が、発注者側の意向などに基づいて各工事の受注予定業者を決定し、各社の営業担当幹部に連絡を取り、入札価格などを調整していた¹²⁷⁾。

本件は課徴金減免制度が導入されたが、こうした「自首すれば罪を軽くする」という制度について、橋梁会社の元営業部長は「談合は相手を信頼してやるもの。ゴルフや飲み会で仲間意識を高め、密告は破廉恥な行為のはず」「仲間を裏切るような会社は、何より役所が嫌がった。以前は会社をあげての密告など考えられなかった」¹²⁸⁾と語っている。自主申告に多くの企業が同調したことで、この事件は談合常識の変わり目となった。

4-4 緑資源機構の鋼橋事業を巡る談合事件

2006年10月、公取委は、林野弘済会など10数法人・社、30数か所に独禁法違反で立ち入り検査を行った（表27）。その半年後には、緑資源機構や受注側の公益法人などの家宅捜索を行う。押収した資料から、官主導で同機構幹部が「落札予定」に決まった公益法人など業者側に入札額を事実上指示していたことがわかる。談合の疑いが持たれないように入札額を操作し、90%台前半などを目安に落札率を設定し、予定価格ではなく入札額を法人や業者側に指示していた。朝日新聞社が2003～2006年度の入札調書を調べたところ、約400件の平均落札率は約92.5%だった¹²⁹⁾。そして談合が発覚ないように地方建設部担当者らに落札率を下げる指示をしていたのは、同機構理事だった¹³⁰⁾。

公取委は、受注上位の公益法人と民間のコンサルタント会社2社の4法人を刑事告発した。これを受けて東京地検特捜部が緑資源機構理事、林道企画課長、4法人の営業担当者の計6人を独禁法違反容疑で逮捕し、同機構の本部を家宅捜索した。逮捕された受注側の4人のう

表 27 緑資源機構の鋼橋事業を巡る談合事件の経緯

2006年10月31日	公取委が、林業土木コンサルタンツ、林野弘済会、日本森林技術協会、林業土木施設研究所など10数法人・社、30数か所に独禁法（不当取引制限）違反で立ち入り検査
2007年4月19日	公取委が、独禁法違反で緑資源機構や受注側の公益法人などに、家宅捜索に乗り出す
2007年4月27日	農相が、工事を受注していた5つの公益法人への天下りを自粛するよう指示したことを明らかにした
2007年5月11日	東京地検特捜部が公取委が押収した証拠品を借り受けた上、段ボール1箱分を紛失し、書類が誤廃棄されたことが発覚
2007年5月24日	公取委が、受注上位の公益法人（林業土木コンサルタンツと森公弘済会）と民間のコンサルタント会社など4法人を刑事告発→東京地検特捜部が緑資源機構理事、林道企画課長、4法人の営業担当者の計6人を独禁法違反容疑で逮捕
2007年5月28日	農林水産相が議員宿舎で自殺/翌日に緑資源機構前身公団の元理事も自殺
2007年6月13日	東京地検が、2005-2006年度発注の林道調査入札で談合したとして、機構元森林担当理事や受注側担当者ら計7人を独禁法違反で起訴
2007年11月1日	東京地裁が、「国民の血税を無駄に費やす犠牲の上に自分たちの組織の温存を図ろうとした恥ずべき犯行」と同機構元理事に懲役2年（執行猶予4年）、元林道企画課長に懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決/受注業者4社と営業担当者には、罰金9000万~4000万円の罰金と、担当者5人のうち4人に懲役8~6か月（執行猶予3~2年）の有罪判決
2007年12月27日	公取委が受注した21法人に対し、独禁法違反を認定し、19法人に排除措置、受注上位13法人に計約1億円の課徴金納付命令

ち、3人が林野庁や機構のOBだった。天下りと引き換えに鋼橋事業を割り当てる官製談合のシステムが、長年引き継がれていたのである。当時は国家公務員の再就職規制が国会で審議入りしていた。強制捜査で天下り問題が発覚したことは国会でも取り上げられ、共産党は、林道などの事業と関係のある計9団体が、現農水相に計約1.3億円の政治献金をしていたと指摘して追及した¹³¹⁾。その数日後、農林水産相が議員宿舎で自殺する。現職閣僚の自殺は戦後初めてである。「不徳の至るところで誠に申し訳ない」という遺書を残していた¹³²⁾。翌29日、緑資源機構前身公団の元理事も自殺する。前日まで東京地検の事情聴取を受けていた。朝日新聞は社説で「緑資源の闇／疑惑は深まるばかりだ」と嘆いた¹³³⁾。

【談合に関わる関係者の多さ】

東京地裁は、「国民の血税を無駄に費やす犠牲の上に自分たちの組織の温存を図ろうとした恥ずべき犯行」と同機構元理事と元林道企画課長に執行猶予付きの有罪判決、受注業者4社には罰金、各社の営業担当者にも執行猶予付きの有罪判決を言い渡した。公取委は、受注した21法人に対し、独禁法違反を認定し、19法人に排除措置、受注上位13法人に計約1億円の課徴金納付を命じた。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

最初の立ち入り検査の後、しばらく報道が途絶えていたが、改正独禁法の下での犯則捜査（強制力のある調査）の前には、「公取委は、独禁法容疑での検察当局への刑事告発を視野に／近く関係者の一斉聴取に踏み切る」¹³⁴⁾など今後の方針が表明されている。その後も、「公取委の調査によれば」などの表記が続く（表28）。家宅捜索の翌日には、朝日新聞が社説で「林道談合／農林土木の闇に迫れ」と題し、「公取と検察の徹底した検査を期待したい」とエールを送っている¹³⁵⁾。

なお、捜査途中の2007年5月、東京地検特捜部が、公取委の押収した証拠品を借り受けた際、段ボール1箱分を紛失し、書類が誤廃棄されたことが発覚した。証拠品の管理体制のずさんさと不祥事の隠蔽体質も問われることになる¹³⁶⁾。こうした捜査関係者間の不協和音も実況中継されることで、否応なしに連携が強化されていったと考えられる。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

今回の件で立ち入り検査を受けた4法人と民間のコンサルタント会社は、2001年12月にも、東北地方の国有林野で行われた測量や調査業務の入札で談合があったとして、排除勧告を受けていた¹³⁷⁾。天下りと引き換えに鋼橋事業を割り当てる官製談合のシステムは、約10年も続き、同機構が2003～2006年度の4年間に発注した林道調査事業393件のうち、5法人が170件(全体の約43.3%)を落札していた。また、受注件数で上位4位までに林野庁のOBの受入れ実績があり、落札総額は全体の7割を超える約21.3億円で、この4法人の平均落札率は93.4%と高かった¹³⁸⁾。公取委が押収したマニュアルには、「緑資源機構の課長らにお礼の電話を欠かさないこと」などの談合マニュアルがあり、受注希望の伝達方法や受注調整の通知方法などをきめ細かく記載してあった。「談合システムが連続と引き継がれていることの証し」である。官製談合の目的は、役人らの天下り先の確保だった¹³⁹⁾。緑資源機構は、「数少ない高給でおいしいポスト」のため、林野庁職員の間で人気の的だった¹⁴⁰⁾。

日本経済新聞は社説で「官ぐるみで税金食い物」と題して、「緑資源機構は林野庁から補助金をもらって、天下り先の受入れ実績に応じて業者に発注していた。林野庁と緑資源機構、公益法人などの間で税金を食い物にしてきたわけだ。こんなとんでもないことが長年続いていたことに、大きな憤りを感じる。今回の事件の特徴は、相次ぐ官製談合の中でも、発注側の主導ぶりが際立っている」と糾弾した¹⁴¹⁾。

この事件を受けて、2008年3月末で緑資源機構は廃止され、同機構の海外業務は国際農林水産業研究センターに、農用地・林道整備事業は森林農地整備センターに引き継がれた。

表 28 緑資源機構を巡る談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容(「関係者の話によれば」などの表記は省略している)
2007年4月2日	朝日	公取委は、独禁法容疑での検察当局への刑事告発を視野に、強制捜査が可能な「犯則捜査」に乗り出した
2007年4月2日	日経 夕刊	公取委は、独占禁止法違反容疑での刑事告発に向け、関係者から聴取を始めることを決めた。組織的に受注調整を進めた悪質な官製談合の疑いが強いと判断、告発を前提とする犯則調査に切り替え、全容解明を目指す
2007年4月19日	朝日 他	公取委は独占禁止法違反容疑で強制捜査に乗り出す方針を固めた模様だ/19日にも、関係先の自宅捜索に踏み切る/林道整備をめぐる一連の談合疑惑では、東京地検が関係者の事情聴取を始めている/今後、刑事告発に向けて特捜部と連携し、詰めの調査を進める
2007年4月20日	日経	公取委は、林野庁OBの天下りを背景にした「官製談合」であり、「発注者が完全に入札を支配していた」とみている
2007年4月27日	日経 夕刊	農相は、工事を受注していた5つの公益法人への天下りを自粛するよう指示したことを明らかにした
2007年5月12日	日経	東京地検特捜部が、公取委の押収した証拠品を借り受けた際、段ボール1箱分を紛失し、書類が誤廃棄されたことが発覚
2007年5月25日	朝日 夕刊	緑資源機構は、別の農用地・森林整備事業でも官製談合を繰り返していた疑いがある/熊本、島根両県で総事業費270億円に上る同機構発注の大規模事業について、東京地検特捜部は独禁法違反の疑いで、九州整備局や宮崎、松江の両地方建設部の捜索を始めた
2007年5月27日	朝日 夕刊	逮捕した理事が、「機構主導で受注業者を割り振る仕組みは元理事が始め、その後自分たちに引き継がれた」などと話し、元理事を「談合指南役」としていた
2007年5月20日	日経	緑資源機構の森林担当理事が「将来天下りをしたかったので、OBの再就職を受け入れている業者を事業発注で優遇した」と供述している
2007年5月22日	朝日	同機構課長らが、受注業者の前年度並み実績を維持するため、元請けだけでなく下請け業者も割り振りし利益配分を細かく指示していた
2007年5月23日	日経	同機構が公益法人「森公弘済会」には測量士が数人しかおらず、林道調査事業を実施する能力がないことを知りながら、同事業の年間発注額の20%近くを割り当てていた。同会が受注事業の大半を民間企業に「丸投げ」していたことも黙認。機構OBの天下りを多数受け入れたことから、優遇したとみられる
2007年5月24日	朝日	緑資源機構が発注した林道整備の調査業務の入札談合事件で、受注上位の4法人のうち3法人で、同機構OBと林野庁OBが談合担当を務めていた。談合を主導した同機構理事と天下りOBの身内同士で、不正行為を繰り返していた。理事や法人担当者は談合への関与を大筋で認めている
2007年5月24日	朝日	機構側は年度ごとに落札予定業者の割り振り表を作成し、受注業者に一部を渡していた/受注上位の公益法人幹部はこの表を保管し、入札前に入札価格を同業者に連絡したメモも残していた/公正取引委員会は悪質な談合体質を裏付けるものとしてこうした複数の物証を押収した
2007年5月24日	朝日 夕刊	「古典的な官製談合」公正取引委員会幹部は事件をこう評した

4-5 北陸新幹線の融雪設備工事を巡る談合事件

北陸新幹線の長野—金沢間（228キロ）の建設は1998年に始まり、高架橋の建設や線路の設置などを終えた後、最終段階で融雪設備（線路の雪を溶かす設備）の設置が行われた。融雪設備工事は13件に分割して発注され、条件付き一般競争入札が行われた。この工事を巡る談合事件で、2013年9月、公取委は、独禁法違反容疑で、受注業者13社（高砂熱学工業など）と独立行政法人「鉄道・運輸機構」東京本社を家宅捜索した。同機構の公開資料によると、2012年度の融雪設備の発注は4件あり、落札率は95.8～99.5%と極めて高かった。

2014年2月、東京地検特捜部と公取委が、受注した設備業者（新日本空調など）と「鉄道・運輸機構」本社を独禁法違反の疑いで家宅捜索に入る。3月には公取委が、入札参加業者8社と担当幹部8人を検察当局に刑事告発した。さらに公取委は機構の理事長に対し、法令順守体制の確立や改善措置を申し入れた。また東京支社幹部らの関与を認定し、官製談合防止法に基づいて改善措置要求を出した（表29）。

【談合に関わる関係者の多さ】

2014年7月、東京地裁が、鉄道・運輸機構の元設備部長に執行猶予付き有罪判決を下す。8人の担当者全員も執行猶予付きの有罪判決となった。法人としての8社に各罰金1.2～1.6億円が課された。さらに2015年7月、公取委は、高砂熱工業やダイダなど設備工事会社7社に対して、計約10.3億円の課徴金納付命令を出す。また、課徴金減免制度を利用して違反を自主申告した三機工業など4社も含め、計11社に排除措置命令を出した。

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

最初の家宅捜索が入った日の翌日の日本経済新聞の社説には、「繰り返される官製談合を

表29 北陸新幹線の融雪設備工事を巡る談合事件の経緯

2013年9月4日	公取委が、独禁法違反容疑で、受注業者13社（高砂熱学工業・三機工業・朝日工業社・ダイダなど）と独立行政法人「鉄道・運輸機構」東京本社の家宅捜索
2014年2月4日	東京地検特捜部と公取委が、受注した設備業者（新日本空調など）と「鉄道・運輸機構」本社を独禁法違反の疑いで家宅捜索
2014年3月4日	公取委が、入札参加業者8社と担当幹部8人を検察当局に刑事告発／東京地検特捜部は鉄道機構東京支社の設備部長と課長を官製談合防止法違反罪で在宅起訴・8社8人の担当者（高砂熱工業東京本店長補佐、ダイダ東京本社営業副統括、新日本空調営業本部営業推進部副主幹、大気社営業統括部営業推進部員、朝日工業社営業本部営業開発部長、三見空調東京本店営業統括部営業グループ長、東洋熱工業東京本店営業第三部営業課長、三権設備工業営業本部副部長）を起訴または在宅起訴
2014年3月19日	公取委が、北陸新幹線の工事を巡る談合について、東京支社幹部らの関与を認定し、官製談合防止法に基づき改善措置要求／鉄道建設・運輸機構の理事長に対し、法令順守体制の確立や改善措置を申し入れ
2014年9月26日	鉄道建設・運輸施設整備支援機構が第三者委員会の調査報告書を発表。副理事長が、OB不在の企業は入札で不利に扱うよう部下に指示していたことが判明→副理事長が9月30日付で依願退職
2014年7月9日	東京地裁が、鉄道・運輸機構の元設備部長に懲役1年2月（執行猶予3年の有罪判決）
2014年9月30日	東京地裁が、東洋熱工業の元担当者に、懲役1年2月（執行猶予3年）、法人としての同社に罰金1.2億円の有罪判決
2014年10月2日	東京地裁が、朝日工業社と三権設備工業の両担当者に、懲役1年2月（執行猶予3年）、法人としての両社に各罰金1.2億円の有罪判決
2014年10月3日	東京地裁が、大気社の元担当者に、懲役1年2月（執行猶予3年）、同社に罰金1.2億円の有罪判決
2014年10月6日	東京地裁が、三見空調の元担当者に、懲役1年2月（執行猶予3年）、同社に罰金1.2億円の有罪判決
2014年11月12日	東京地裁が、高砂熱学工業の元担当者に懲役1年6月（執行猶予3年）、同社に罰金1.6億円の有罪判決
2014年11月13日	東京地裁が、ダイダの元担当者に懲役1年6月（執行猶予3年）、同社に罰金1.6億円の有罪判決
2014年11月14日	東京地裁が、新日本空調の元担当者に懲役1年6月（執行猶予3年）、同社に罰金1.4億円の有罪判決（これで8人全員が有罪）
2015年7月9日	公取委が、高砂熱工業やダイダなど設備工事会社7社に対して、計約10.3億円の課徴金納付命令／課徴金減免制度を利用して違反を自主申告した三機工業など4社も含め、計11社に排除措置命令

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

絶て」¹⁴²⁾とある。翌々日の朝日新聞の社説にも「新幹線談合 腐敗根絶へ制度強化を」¹⁴³⁾とあり、捜査を評価しているようである。その後の東京地検の捜査の直前にも、捜査が続いていたことや、もうすぐ家宅搜索する方針を固めたことなどが告知されている。その後も談合が長期間に渡って継続していたことが、捜査関係者の話として報道されている(表30)。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

設備工事会社約10社の営業担当幹部は、2011年9月、東京都中央区の中華料理店で受注調整目的の会議を開き、各社の受注順を決めていた¹⁴⁴⁾。融雪設備工事の入札は2011～2012年に13件あり、このうち落札率99%を超えた5件は、中華料理店での受注調整会議後に開かれた入札だった。開業前の「最後の冬」に試験運転などをするため、一連の工事は2014年11月までに完成する必要があった。「担当者には『入札の不調は工事の遅れにつながり、開業に間に合わなくなってしまう』という強いプレッシャーがあった」¹⁴⁵⁾。機構の理事長は記者会見で、「工期を守るあまり、法令順守がないがしろになった」と謝罪している¹⁴⁶⁾。

この機構についても、OBが再就職していない共同企業体は不利になるよう内部で指示が出ており、OBの再就職の受け入れを企業側に促す狙いがあった。公取委は機構に対し、法令順守体制の確立や改善措置を申し入れている¹⁴⁷⁾。

表30 北陸新幹線を巡る談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容(「関係者の話によれば」などの表記は省略している)
2013年9月4日	日経 夕刊	線路の雪を溶かす設備工事などの入札で談合を繰り返していた疑いが強まったとして、公取委は独占禁止法違反の疑いで、入札に参加していた設備工事会社などに強制調査に入った／検察当局への刑事告発を視野に調査を進める
2013年9月6日	日経	公取委の調査で、複数の設備工事会社から、談合が疑われる工事の区間と落札予定企業を記したメモ押取していた
2014年1月22日	毎日	東京地検特捜部が工事を受注した設備工事会社の担当幹部に任意の事情聴取を要請した／特捜部は談合の実態解明に向け、独占禁止法違反(不当な取引制限)容疑で捜査に乗り出すとみられる
2014年1月23日	朝日 夕刊	談合の疑いがあるとして、東京地検特捜部が工事を発注した業者の担当者から任意で事情聴取を始めた
2013年1月29日	朝日 夕刊	東京支社の複数の担当幹部が公取委の調査に対し、予定価格に関する情報を業者側に漏らしたと認めている
2014年2月1日	日経	東京地検特捜部と公取委は、来週にも設備工事会社など数社を独占禁止法違反の疑いで家宅搜索する方針を固めたようだ
2014年2月4日	朝日 夕刊	「鉄道・運輸機構」東京支社の担当者は調べに対し、来年春の新幹線開業に間に合わせるために業者側に協力した、と説明している。特捜部などは、入札が不調になって工事の発注が大幅に遅れることを恐れた機構側が、入札情報を業者側に漏らした可能性があるともみて調べている
2014年2月5日	日経	発注元の独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の幹部が、業者同士で受注調整したとされる2011年9月の会議の前、を聞いていた。参加したのは談合の幹事役の大手3社とされ、談合の大体がこの会合で決まった可能性が高い
2014年2月5日	日経	捜査当局は、業者同士の会議での受注調整の詳細なやり取りを記録した議事録などを押取しているもよう。特捜部と公正取引委員会は機構幹部が主催した会合についても調べを進め、官製談合防止法違反の適用も視野に、不正入札の全容解明をめざす
2014年2月6日	日経	家宅搜索を受けた複数の設備工事会社が、発注元の独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の職員OBの天下りを受け入れている
2014年3月5日	朝日	設備部の部長は、工事の発注を担当していた2012年10月と11月の2回、d名郷で受注が決まっていた業者の担当者に、予定価格に近い金額を教え、高い落札率で落札させた
2014年3月5日	日経	談合に関する匿名の通報が発注元の機構にあった後、設備工事会社側が既に決めていた落札順を入れ替えていた。企業側が談合の発覚を免れようと、隠蔽工作をしていた
2014年3月20日	朝日	「鉄道・運輸機構」が、北陸新幹線以外でも入札の予定価格に関する情報を業者に教えたり、機構OBが天下りした業者が入札で有利になるよう便宜を図ったりしていた疑いがある／機構幹部による予定価格の漏出は、北陸新幹線の融雪設備工事以外でもあったほか、別の鉄道建設の入札でもあった／機構は駅舎やトンネルなど受注額が50億円を超える大規模工事で、機構OBの天下りを受け入れた業者を有利にする不正を行った疑いもある
2014年3月20日	日経	機構OBが再就職していないJV(共同企業体)は不利になるよう内部で指示が出ている／公正取引委員会による北陸新幹線の融雪設備工事を巡る談合事件の調査で判明した。OBの再就職の受け入れを企業側に促す狙いがあったとみられる／公取委は同日、機構の理事長に対し、法令順守体制の確立や改善措置を申し入れた／北陸新幹線の工事を巡る談合についても、東京支社幹部らの関与を認定し、官製談合防止法に基づいて改善措置要求を出した

4-6 リニア新幹線の非常口新設工事を巡る談合事件

2017年12月、東京地検特捜部は、リニア新幹線（品川—大阪：438キロ）の名古屋市街区のリニア工事用「名城非常口新設工事」を不正に受注した容疑（独禁法の偽計業務妨害の疑い）で、大林組本社などの家宅捜索に入り、未明まで捜索して関連資料を押収した。後日、鹿島と清水建設、大成建設、大林組、大成建設の家宅捜索も行っている（表31）。

2018年3月、東京地検が、大成建設元常務と鹿島の営業担当部長を逮捕する。東京地検特捜部が独禁法違反事件で逮捕したのは2007年以来である。さらに公取委がゼネコン4社と担当者2人を独禁法違反容疑で刑事告発した。公取委が民間発注事業の談合容疑で受注業者を告発するのも初めてのことである。リニア新幹線の総工費約9兆円といわれ、そのうち3兆円には国が低利子で資金を貸し出す財政投融資が充てられており、検察幹部は「純粋な民間工事とは言えず、実態は公共的な工事」と見て捜査を進めた¹⁴⁸⁾。

【談合に関わる関係者の多さ】

2018年10月、東京地裁は、「国家的プロジェクトで違法な受注調整をし、社会に与えた影響は大きい」と大林組に罰金2億円、清水建設に罰金1.8億円を言い渡した。2020年12月、公取委は大手ゼネコン4社の独禁法違反を認定し、4社に排除措置命令を出し、工事を受注した大林組と清水建設に総額約43億円の課徴金納付を命じた。両社は課徴金減免制度に基づき違反を申告しているため、本来の額から30%減額され、担当者は起訴猶予になっている。

2021年3月、東京地裁は、大成建設の元常務と鹿島の元部長に執行猶予付きの有罪判決を言い渡す。法人としての両社には、「国を代表するスーパーゼネコンが国家的プロジェクトで受注調整をしたことは、建設業界への国民の信頼を著しく損ない、社会に与えた影響も大きい。両社は組織的な罪証隠蔽工作も行った」として罰金2.5億円の有罪判決を言い渡した（両社は控訴し、2023年3月に東京高裁で控訴棄却されたが、上告し、係争中）。

表31 リニア新幹線を巡る談合事件の経緯

2017年12月8日	東京地検特捜部が、名古屋市街区のリニア工事用「名城非常口新設工事（事業費90億円）の受注について、偽計業務妨害の疑いで、大林組本社などを家宅捜索
2017年12月12日	JR東海が社内に「公正契約等調査委員会」を設置したと発表
2017年12月18日	東京地検特捜部と公取委が、独禁法違反の疑いで、鹿島と清水建設を家宅捜索
2017年12月19日	東京地検特捜部と公取委が、独禁法違反の疑いで、大林組と大成建設を家宅捜索
2018年2月1日	東京地検が公取委と合同で、独禁法違反の疑いで鹿島と大成建設を家宅捜索（2月2日も大成建設の捜索継続・5日は同社元常務自宅も捜索）
2018年3月2日	東京地検が、大成建設元常務と鹿島の営業担当部長を独禁法違反の疑いで逮捕
2018年3月23日	公取委がゼネコン4社と担当者2人を独禁法違反容疑で刑事告発／民間発注の事業の談合で、受注業者を告発するのは初／同日、東京地検は、大林組、鹿島、大成建設、清水建設と、リニア担当だった大成建設の元常務、鹿島の担当部長の2人を独禁法違反の罪で起訴（捜査に協力的だった大林組と清水建設は個人の起訴を見送る）
2018年10月22日	東京地裁は、「国家的プロジェクトで違法な受注調整をし、社会に与えた影響は大きい」と大林組に罰金2億円、清水建設に1.8億円の罰金を言い渡し、有罪確定
2020年12月22日	公取委が、大手ゼネコン4社の独禁法違反を認定、4社に排除措置命令を出し、工事を受注した大林組と清水建設に総額約43億円の課徴金納付を命令（両社は課徴金減免制度に基づき違反を申告しているため、本来の額から30%減額された）
2021年3月1日	東京地裁が「徹底的に協力し、公正かつ自由な競争を阻害した」として、大成建設の元常務と鹿島の元部長に懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決／法人としての両社には、「建設業界への国民の信頼を著しく損ない、社会に与えた影響も大きい。両社は組織的な罪証隠蔽工作も行った」として罰金2.5億円の有罪判決→2社は控訴
2023年3月2日	東京高裁が、2社の控訴棄却→両社は上告

【捜査側の情報提供によるメディア報道】

捜査状況は逐次実況中継されている（表 32）。また、公取委が大成建設元常務らを逮捕した後、日本経済新聞の社説では「リニア談合の全容解明を急げ」と題して、「大手ゼネコンは過去に談合事件での摘発が相次ぎ、決別宣言を出していた。それなのにこうした工事でまたも談合の疑いをもたれ、逮捕者を出す事態に陥った。社会的責任は極めて大きい」¹⁴⁹⁾と指摘し、朝日新聞の社説も「疑惑の徹底的な解明を」と題して同様の指摘をしている¹⁵⁰⁾。また、ゼネコン 4 社と担当者 2 人が起訴された後の日本経済新聞の社説では、「談合の根絶に全力をあげよ」¹⁵¹⁾と捜査を評価している。

【業界常識と長年の慣行によるコンプライアンス不全】

2011 年にリニア新幹線の正式ルートが発表される前から、業界内で JR 東海の発注工事に発言力がある大成建設と大林組の当時の幹部は受注調整を開始した。その後、鹿島、清水建

表 32 リニア新幹線を巡る談合事件に関する捜査側からの情報を受けての報道の例

報道日	掲載紙	報道内容（関係者の話によれば）などの表記は省略している
2017年12月12日	朝日	大林組が不正な受注をしていたとされる事件で、同社が受注できるよう東京本社営業担当部長が、競合した鹿島の担当部長に協力を依頼していた
2017年12月13日	朝日	特捜部は 8 日に大林組を自宅捜索する以前に、JR 東海から大林組への情報流出の疑いがあることを把握。JR 東海の担当者や大林組の土木担当副社長、営業担当部長らを事情聴取していた
2017年12月13日	日経	大林組が、受注に向け、競合他社の幹部クラスに協力を要請していた。東京地検特捜部は大成建設の元幹部など複数の大手ゼネコンの担当者から任意で事情を聴いており、受注の経緯の解明を進める
2017年12月13日	朝日 夕刊	大手ゼネコン 4 社の担当者は日常的に、リニア関連工事の受注に関する情報交換をしていた
2017年12月14日	朝日	大林組幹部が東京地検特捜部に対し、発注元の JR 東海側から非公表の工事価格を聞いたことがあると認めている
2017年12月16日	朝日	JR 東海はゼネコン各社に工事情報を外部に漏らすことを禁じる誓約書を提出させていたが、大林組はこれを守らず、競合した鹿島に受注への協力を頼んでいた
2017年12月17日	日経	検察は事業の公共性の高さなどを重く見て捜査している
2017年12月18日	朝日 夕刊	各社のリニア担当者らが毎月 1 回、業界団体の会合で同席し、受注を目指す工事について話し合っていた
2017年12月19日	朝日	4 社による受注調整の対象がトンネル工事の大半に及んでいたことも、複数の関係者の話で新たに判明。東京地検特捜部と公取委は、政府の財政投融資も含む巨大プロジェクトでの受注調整の本格解明に乗り出した
2017年12月19日	日経	大手ゼネコン 4 社の担当者が、各工事の受注予定企業をまとめた一覧表を作成していた。4 社は一覧表に沿って入札前に協議し、受注予定者などを決め、実質的に競争を制限した
2017年12月20日	朝日	4 社が受注調整をした後、発注元の JR 東海側の意向をおもひやり、逆転するケースもあった。JR リニア名古屋駅の工事では、大成建設の JV が受注する方向だったが、JR 東海子会社と JV を組んだ大林組が逆転受注したという
2017年12月20日	日経	大成建設側は大林組側に、「南アルプストンネル」の受注を断念するよう求めている
2017年12月23日	朝日	大成建設元常務と大林組副社長が 4 社の受注調整で中心的な役割を果たしていた
2017年12月26日	朝日	大成建設元常務が、JR 東海のリニア担当元幹部（故人）から設計や価格などの工事情報を得て、他の 3 社の幹部に伝えていた
2017年12月29日	朝日	清水建設の元常務が、4 社での受注調整を認めている
2017年12月30日	日経	東京地検特捜部と公取委は年明けから捜査人員を拡充し、独禁法違反の疑いで本格的な解明に乗り出す
2018年 1 月 6 日	日経	大手ゼネコン 4 社が各工事の受注予定企業をまとめた一覧表が複数存在し、工事の計画段階に作成され、段階的に書き換えられていったとみられる。東京地検特捜部は早期から継続的に受注調整していたことを示す重要な物証とみて調べている
2018年 2 月 6 日	朝日 夕刊	大成建設が工事に関する技術的な資料を社員寮に移していたことが判明。今月 1、2 日に都内の社員寮などを捜索し、資料を押収した
2018年 2 月 28 日	朝日	特捜部は独禁法違反の疑いで立件する方針を固めた。大成建設元常務と鹿島の担当部長を 28 日に本格聴取し、刑事責任を追及する
2018年 3 月 3 日	朝日 夕刊	4 社のリニア担当幹部らは、2014 年ごろから相対で電話でやりとりしたり、会合をもったりなど、様々な形で受注調整し、工事見積額などを教え合っていた
2018年 3 月 4 日	日経	名古屋駅の入札の際、当初本命とされていた大成建設が大林組に対し、受注を見送るよう要請していた。自社を下回る価格を提示しようとした大林組に「何とかならないか」などと伝えた
2018年 3 月 4 日	朝日	リニア担当の清水建設の元常務が、東京地検特捜部に対し、大成建設元常務から「南アルプストンネル」工事を希望しなければ、品川駅の工事を受注させる」との働きかけを受けた、という趣旨の説明をしている。大林組、鹿島、大成建設の 3 社の受注調整で鹿島と大成建設が受注することが決まっていたが、清水建設が受注に意欲を示したため、価格の下落を恐れた元常務が調整を働きかけた
2018年 3 月 5 日	朝日	特捜部が大成建設を捜索した際に、他社のリニア工事の見積資料を押収していた。元常務から業務を引き継いだ男性幹部が任意の調べに「談合があった」という説明をしている
2018年 3 月 5 日	日経 夕刊	鹿島土木営業本部専任部長の手に、大成建設顧問で元常務執行役員とみられる名前が多数登場する。定期的に会合を開いていたことを示している
2018年 3 月 17 日	日経	東京地検特捜部は来週に大手ゼネコン 4 社の社長らから任意で事情聴取する方針を固めた

設に働きかけ、大手4社で談合する枠組みになった¹⁵²⁾。JR東海などが契約済みの工事22件のうち、4社は計15件を受注し、3~4件ずつを分け合う形になっている。対象はいずれも巨額の資金が投入される難工事で、「大手ゼネコン以外はできない」ものである¹⁵³⁾。2014年にJR東海の具体的な発注案が固まった頃には、大成建設元常務と大林組副社長が中心的な役割だった。大成建設元常務は、1990年代からリニア計画担当を務めていたJR東海幹部(当時)と親密な関係を築き、この幹部から設計や価格などに関する工事情報を得ていた¹⁵⁴⁾。

5. まとめ

談合という超大型の不祥事をコミュニケーションの観点から分析したいと長年考えていて、ようやく論文にまとめることができた。紙幅に合わせて歴史的な談合事件の16事例に絞り込んだが、これ以外にも多数の事例がある。

各談合について詳細を調べた結果、独禁法改正前の公取委の排除勧告(または改正後の排除命令)や課徴金の対象企業数は実に多く、業界全体が関与していたことがよくわかる(表33)。どれも実に重い事件であり、16事例の捜査の過程で4件5人の自殺者が出て、7人の首長と20人の大手企業役員が有罪判決を受けた。業務に邁進していただけなのに、犯罪者として逮捕されたのは納得できず、控訴、上告しているケースが多い。

談合は、受注側の企業は確実に工事等を受注でき、発注側の行政機関には退職後の天下り先を確保できるなど、双方にとってメリットがあった。しかも政治家が関与すると政官産の結末が生まれ、強固なコミュニケーションネットワークが形成され、違法性の意識は低かった。業界には談合を「必要悪」と容認する風土が染みつき、関係者は「業界全体が共存共栄を図る知恵」と証言し、摘発は氷山の一角にすぎなかった¹⁵⁵⁾。

つまり、談合は個人的な法令違反ではなく、業界人の閉鎖的なコミュニケーションの中で行われる組織的な受注調整であり、長年続く業界常識になっていたのである。独禁法という法令があっても、日本的な「本音と建て前」を使い分ける文化で、コンプライアンスを無視した業務が堂々に行われてきた。日本を代表する大手ゼネコン企業の、その中でもエリートが配属されたのが談合を行う「業務課」で、まさに「組織ぐるみ」である。公取委の排除勧告が出て、不服申し立てをする企業が続出した。こうした業務慣行の中で、たとえ疑問を感じたとしても、組織構成員が異議申し立てをすることは困難であっただろう。それが企業内の組織コミュニケーションの妙であり、「組織ぐるみの犯罪」が発生してしまう土壤である。

1980年代後半に日米構造協議で日本の閉鎖的な業務慣行が問題となったが、そうした外圧を受けても、埼玉土曜会事件で建設相が公取委による刑事告発を止めたように、談合を摘発するのは困難で、根深い談合体質は変わらなかった。1993年にゼネコン汚職事件で大手ゼネコンのトップ(会長・社長・副社長クラス)が逮捕・起訴され、知事や市長なども有罪

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

判決を受けたが、これは法的には収賄・贈賄により工事発注などの見返りを期待した事件という分類になっている。しかし、大手ゼネコン同士の横の連携や、賄賂や天下り先確保の見返りとしての談合による受注調整が存在したことについては、本論で述べた通りである。そしてコンプライアンスの観点から考えると驚くような談合の実態が、次々と暴かれていった。

本文では報道内容の一部だけを抜粋して表にしたが、各記事の冒頭や末尾には、「特捜部

表 33 談合事件 16 事例のまとめ

事件	最初の立ち入り検査・捜索・逮捕	公取委の関与	検察	警察	特徴	容疑	排除命令・改善措置要求	課徴金	有罪判決を受けた人数	うち有罪判決を受けた元首長	うち有罪判決を受けた元企業役員	うち有罪判決を受けた元政治家	捜査過程での自殺者
埼玉土曜会事件	1991年5月30日	○	—	—	初の大規模な談合摘発	独禁法違反	66社に改善勧告	43社に計10億円	—	—	—	—	—
山梨県建設談合事件	1993年5月13日	○	—	—	前副総理の脱税容疑の資料から賄賂が判明	独禁法違反	県内8支部に排除勧告	373社に計18.6億円	—	—	—	—	—
ゼネコン汚職事件	1993年6月29日	—	東京地検	—	前総理の収賄容疑から発展し、大規模な談合汚職事件となった	収賄・贈賄	—	—	31人	元茨城県元知事・元仙台市長・元三和町長	ハザマ会長・清水建設会長・常務など15人	建設大臣	—
岩見沢談合事件	2002年5月21日	○	—	—	談合防止法の初適用	独禁法違反・談合防止法違反	126社に改善勧告	91社に計5.3億円	—	—	—	—	—
新潟市発注の公共工事	2003年9月30日	○	新潟地検	—	談合防止法適用2例目・初の刑事事件	—	113社に排除勧告	9社に計4.6億円	4人	—	—	市の前下水道建設課長等	市の元下水道建設課長
名古屋市営地下鉄の延伸工事	2006年11月6日	○	名古屋地検	—	初めて公取委が刑事告発／ゼネコン初の独禁法違反での起訴	競売入札妨害／独禁法違反	33社に排除措置命令	14社に計19.2億円	5人	—	大林組元顧問	—	—
枚方市の清掃工場建設工事	2007年5月29日	—	大阪地検	—	初の現職警官逮捕	競売入札妨害	—	—	4人	元枚方市長	大林組元顧問	大阪府警元警部補	—
福島県発注の流域下水道整備工事	2006年7月8日	—	東京地検	—	知事と実弟が有罪判決	収賄・贈賄・競売入札妨害	—	—	10人	元福島県知事(と知事実弟)	—	—	東北建設東北支店長
和歌山県発注のトンネル工事と下水道工事	2006年9月20日	—	大阪地検	—	前知事・県職員・大手ゼネコンが有罪判決	競売入札妨害	—	—	3人	元和歌山県知事	大林組元顧問	県の前出納長	県の元出納長
宮崎県発注の公共工事(県道と橋の復旧・橋の設計)	2006年11月16日	—	宮崎県警	—	県警捜査2課による刑事事件で前知事が実刑判決	競売入札妨害	—	—	4人	元宮崎県知事	—	—	県の元出納長
日本道路公団の橋梁談合	2004年10月15日	○	東京高検東京地裁	—	橋梁メーカーの摘発	独禁法違反・背任	道路公団に改善措置要求／45社に排除勧告	49社に計141.2億円	2人	—	横河フリッジ元顧問	日本道路公団元理事	—
防衛施設庁の空調設備工事・岩国基地の工事	2006年1月30日	○	東京地検	—	空調工事の談合から岩国基地の工事発注へ波及	競売入札妨害・独禁法違反	60社の独禁法違反認定／元技術審議官ら7人を実名で通知	51社に計30.5億円	3人	—	—	防衛施設庁の元技術審議官等	—
国交省・水資源機構の水門工事	2006年3月28日	○	—	—	企業からの「自首」を受けての初めての立ち入り検査	独禁法違反	国交省に改善措置要求／職員2名を実名通知	14社に計26.7億円	—	—	—	—	—
緑資源機構の鋼橋事業	2006年10月31日	○	東京地検	—	現職大臣の関与	独禁法違反	21法人の独禁法違反認定／19法人に排除措置	13法人に計1億円	4社と6人	—	—	緑資源機構元理事	農林水産大臣と公団元理事
北陸新幹線の融雪設備工事	2013年9月4日	○	東京地検	—	独立行政法人「鉄道・運輸機構」による官製談合	独禁法違反	11社に排除措置命令	7社に計10.3億円	8人	—	—	鉄道・運輸機構の元設備部長	—
リニア新幹線の非常口新設工事	2017年12月8日	○	東京地検	—	民間発注の工事での告発は初／公共性の高さを重視	独禁法違反	4社の独禁法違反を認定／4社に排除措置	2社に計4.3億円	2人	—	元大成建設常務	—	—

(または公取委)の調べに対し「特捜部の事情聴取で」「関係者(または公取委)への取材でわかった」「関係者の話でわかった」などと記載され、明らかに捜査情報が実況中継されており、事件性を強調するような大きな見出しがついている。業界の常識的な業務だっただけに、容疑を否認する関係者が多い中で、メディア報道は、談合という問題の所在を社会的に明らかにする議題設定機能を果たしたと考えられる。

なお、本論文で取り上げた談合事件では、2006年前後の事例が一番多い。この時期に大規模な事件が集中した第1の理由は、独禁法の強化や談合防止法の制定により、罰則が強化されたからである。しかし法改正だけでは業界常識は変わらない。第2の理由は、2005年に検察当局が全国から延べ70人余の検事を招集し、手厚い検挙体制が敷かれたことである。2006年1月には検事総長が公取委委員長に「全面的にバックアップしますから」と語っている¹⁵⁶⁾。検事総長はさらに2月の全国の検事正が集まる会議で「談合事件は(被疑者が多く)捜査負担が重い、積極的に対応すべきだ」とも訓示した¹⁵⁷⁾。こうして長年の強固な業界常識に「ゆらぎ現象」が生じてきたところに、第3の理由として、メディアによる大量報道がその「ゆらぎ現象」を増幅させ、数々の大型案件が摘発されていくのである。本論文で取り上げなかった事件を含めると、2006年に競売入札妨害容疑や収賄容疑など入札がらみの犯罪で逮捕された自治体の首長は計15人(3知事を含む)に上る¹⁵⁸⁾。

談合事件は、言ってみれば、政治家・官僚・企業の長年の良好な関係に、レッドカードを突き付けるものである。だからこそ、公取委の立ち入り検査の前に、「不正な談合の疑いがある」という事実を社会的に知らせる報道が出ることは意味があった。また、取り調べの途中経過や供述内容がニュースとして実況中継されることで、談合という業務慣行は、一般人にとっては驚くべき実態であり、「悪いことをしている企業」なのだという認識が形成されていった。また、関係者にとっても、ニュース報道は社会の認識を伝える題材となっており、例えば政府の問題検討会などで、新聞に掲載された情報が紹介され、関係者に現状の変化を伝えたこともあった¹⁵⁹⁾。

つまり、長年の習慣である談合が、公取委や地検特捜部の捜査によって白日の下にさらされて、「組織ぐるみの犯罪」として、大手企業のトップやエリート部門長、公団副総裁や防衛庁の元審議官などの公職者、そして知事や市長などの首長が逮捕され、有罪判決を受けたのである。組織のために、長年の慣習を引き継いで手腕を発揮してきたのに、それはコンプライアンス違反だった¹⁶⁰⁾。どの事件も、地検特捜部による逮捕者や、公取委の排除命令の対象企業の数が非常に多く、業界で足並みを揃えて談合が行われていたことがわかる。談合以外の領域においても、社会的なコンプライアンスが重視されるようになった時期でもあり、「良い談合」などという裏の業界常識に疑問符が打たれた。

なお、過去の先行研究では、談合が続く理由として、国民の納税者としての監視意識が低いので、公共工事で税金が浪費されていても黙認しているという指摘も多かった。しかし、

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

近年は市民オンブズマンにより、談合による自治体の損害賠償を求めて大手企業を提訴する事案が相次ぎ、勝訴していることが多い。また、談合で多額の課徴金命令を受けた企業で、株主代表訴訟が提起されることもある。本論文では、紙幅の関係でこうした民事訴訟について触れていないが、大手企業による談合が犯罪だという社会的合意が形成されたことで、地域社会や株主・投資家などのステークホルダー（利害関係者）の視線が厳しくなり、透明性のある経営が求められるようになったと考えられる。

近年も談合は相変わらず続いており、特に2011年の東日本大震災の復旧・復興工事においては、復興を急ぐために官民ともに「談合やむなし」の意識が再び生まれたという¹⁶¹⁾。2020年代に入ってから、富山市、東京都府中市、新潟市、千葉県南房総市、愛媛県四国中央市、茨城県龍ヶ崎市、埼玉県三郷市、前橋市、そして防衛省や東京都千代田区の職員が、官製談合等の容疑で有罪判決（執行猶予付き）を受け、ほぼ全員が懲戒解雇となっている。2024年1月には、新潟県新発田開発局の農村整備部元部長らが有罪判決を受けた。こうした各職員におそらく悪意はなく、目の前の業者との良好なコミュニケーションを継続するために、そして先輩社員の退職後の天下り先を確保するため、業務秘密を漏らしたのだろう。

しかし、大規模な談合は確実に減少している。何十年も続いた談合という業界常識が厳罰化され、ステークホルダーの意識は変わり、受注までの行動は変化したのである。関係者の意識変革と行動変容は、広報戦略において重要なゴールである。ここでは捜査関係者による広報戦略（情報の公表）が結果的に功を奏したといっは言い過ぎだろうか。

つまり、業界常識の「ゆらぎ現象」が生じていたところに、捜査関係者等の情報がメディア報道となって社会的に注目されたからこそ、多数の大手企業や何十人も業務担当者が有罪判決を受けるに至った。公取委や地検特捜部などの捜査関係者による情報がニュースとなって「不正が行われている」ことが組織内外に告知され、社会的糾弾が行われて「ゆらぎ現象の増幅効果」というコミュニケーションメカニズムが生じたのである。

また、企業側が社会の変化に適応して業務慣行を修正するのが遅れたからこそ、多くの企業トップや官僚・行政職員が逮捕されてしまったことにも注目したい。広報の役割の一つは、組織の情報参謀としての経営機能である。かつてPR研究者のカトリップが来日した際には、講演で「パブリック・リレーションズの役割の一つは、地平線にかすかに現れた黒雲を発見し、それが社会にどう影響するかを予告することだ」という言葉を残した¹⁶²⁾。その「黒雲」が社会の変化であり、談合が時代の要請に合わなくなっていることを発見して予告するのが、組織の情報参謀としての役割だったのではないだろうか。

現在はメディア報道の力が弱まってきているように見えるが、逆にネット社会になることで、情報の拡散力や影響力はパワーアップしている。特に、政治家や経営者による違和感のある不適切な発言が炎上しており、ゆらぎ現象をメディアが増幅する事態は継続している。

つまり、今後も引き続き、自社のトップが逮捕・起訴されるような重大事に至る前に、長

年の業務慣行が時代の変化に合わなくなっているかもしれないことをいち早く察知して、組織文化を改革していくようなコミュニケーションマネジメントが求められているといえよう。

謝辞

本研究は、日本広報学会の2024年度「助成研究B」を受けた研究成果である。ここに記して深謝する。

注

- 1) 戦前の記述については、亀本(2003)他を参考にした。
- 2) 日本経済新聞1999年10月14日、朝日新聞2003年2月3日他
- 3) 藤井・宮川2016, I-105
- 4) 大津地方裁判所昭和41年(わ)288号判決1968年8月27日判決理由より一部抜粋「本件各談合は、いずれも前記認定の如き業界の合理的慣行の一環として連日に行われていた談合のうちの一であり、被告人の勤務する久保田水道もまた当然右慣行に従いこれに参加していたことから、被告人は同社営業次長の通常の業務として本件各談合に出席していたものであること(中略)他の指名業者に比し本件各工事につき、いずれも最も有利な個人的事情を有しており、従つて、いずれの工事についても他社に比し最も低廉な実費による入札価格を申し出ることができる者であったこと、(中略)、話し合いにおいて簡単に久保田水道に譲ることとなり、(中略)被告人が協定の成立したことを利して、右の入札価格を不当に引き上げようと図つたとは認められない」
- 5) 郷原(2004) p.117
- 6) 日本経済新聞1975年9月30日/同1977年8月16日/同1982年3月10日
- 7) 日本経済新聞1974年5月29日
- 8) 日本経済新聞1984年2月25日社説
- 9) 日本経済新聞(1982年3月4日)によれば、庁舎本体は鹿島建設・住友建設・木内建設の共同企業体(JV)が95億円で落札、電気工事は東海電気工事・岡野電気工事・静岡電気工業が、衛生施設工事は須賀工業・大成温調工業・旭産業が、空調工事は三建設備工業・日比谷総合設備。菱和設備のJVがそれぞれ落札した、1社の例外もなく関係各社の間で事前に本命視され、予想通りとなったため談合の疑いもたれた。
- 10) 米田・荒木(2014)
- 11) 日本経済新聞社説1981年10月19日
- 12) 日本経済新聞1981年10月23日
- 13) 日本経済新聞2007年1月26日コラム「春秋」より
- 14) 米田・荒木2014 p.67
- 15) 日本経済新聞1993年10月19日
- 16) 日本経済新聞1983年12月23日1面
- 17) 日本経済新聞1987年11月11日1面/同1988年1月14日
- 18) 日本経済新聞1988年8月26日/同1989年9月7日
- 19) 朝日新聞2006年12月9日
- 20) 独占禁止法施行70周年を迎えるに当たっての公正取引委員会委員長談話
- 21) 武田(1994) p.5
- 22) 朝日新聞(1981年12月15日)
- 23) 梶原(2022) p.28
- 24) 郷原(2004) p.72
- 25) 木下(2012) p.13, p.18
- 26) 鬼島(2005) pp.23-24, pp.48-49, p.316
- 27) 鈴木(2001) p.370
- 28) 武田(1994) pp.10-11
- 29) 郷原(2004) pp.72-73, p.152
- 30) 米田・荒木(2014) p.68
- 31) 佐藤他(2006) p.176
- 32) 鬼島(2005) p.19
- 33) 駒橋(2004) pp.411-414
- 34) 朝日新聞1991年5月31日
- 35) 朝日新聞1992年4月27日
- 36) 日本経済新聞1992年6月6日
- 37) 朝日新聞1992年4月27日他
- 38) 日本経済新聞1994年11月10日
- 39) 日本経済新聞1996年9月12日
- 40) 朝日新聞1991年6月22日夕刊
- 41) 朝日新聞1992年4月19日社説
- 42) 日本経済新聞1992年5月15日社説
- 43) 日本経済新聞1994年3月12日社説
- 44) 朝日新聞1993年5月13日夕刊
- 45) 日本経済新聞1993年5月14日社説
- 46) 日本経済新聞1993年5月14日
- 47) 朝日新聞1993年6月27日
- 48) 日本経済新聞1993年10月19日
- 49) 郷原(2004) p.148
- 50) 日本経済新聞1993年6月30日には「メディアの取材に各社幹部はひたすら陳謝し、戸惑いを隠しきれない様子だった」とある。
- 51) 朝日新聞1994年11月25日夕刊
- 52) 朝日新聞1994年7月21日夕刊
- 53) 元建設相は約1年で仮釈放され、2005年の衆議院選挙で再出馬して当選している。
- 54) 朝日新聞1993年12月8日夕刊
- 55) 日本経済新聞1993年9月28日

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

- 56) 日本経済新聞 2003 年 1 月 31 日
 57) 丹野 (2010)
 58) 朝日新聞 2003 年 1 月 31 日
 59) 朝日新聞 2006 年 9 月 8 日
 60) 朝日新聞 2004 年 10 月 19 日
 61) 日本経済新聞 2004 年 7 月 29 日他
 62) 朝日新聞 2004 年 10 月 19 日夕刊によれば、次の通りである。新潟市のほぼ中央を、信濃川が南から北へ流れる。談合組織は、この川を挟んで東、西のそれぞれに分かれてあった。仕切っていたのは地元の御三家と言われる「加賀田組」「本間組」「福田組」だ。「勉強会をしましょうか」。市の工事で指名業者が決まると、各社の営業課長らはそう連絡を取り合った。「勉強会」は業者同士で聞く談合の打ち合わせの意味。業者の会社会議室や市内の喫茶店などに、十数社が集まった。集まった時には落札業者が決まっていることがほとんどだった。落札業者は裏の受注リスト「星取表」を元に割り振られ、勉強会で各社が確認、「チャンピオン」と呼ばれた。そのチャンピオンが市役所に出向き、予定価格を聞き出す。入札は「単なる儀式」だった。関係は退職後も続く。市都市整備局長は「御三家」に再就職するケースが多い。01 年 3 月末に退職した元局長は加賀田組に入社。8 カ月後に取締役に就任した。後任局長は 03 年 3 月末に退職して本間組に入社、営業部長になった。(中略) 業者は言う。「罰則もないし、あまり意味のない制度だ」
- 63) 朝日新聞社説 2007 年 3 月 2 日
 64) 朝日新聞 2007 年 3 月 21 日
 65) 日本経済新聞 2007 年 3 月 1 日他
 66) 朝日新聞 2007 年 11 月 15 日
 67) 日本経済新聞 3 月 8 日
 68) 朝日新聞 2007 年 5 月 30 日
 69) 引責辞任はしたが、2 年後の 2009 年 3 月には、6 月から会長に復帰すると発表している。
 70) 日本経済新聞 2008 年 1 月 12 日
 71) 日本経済新聞 6 月 5 日
 72) 日経ビジネス 2007 年 6 月 11 日号 p.16
 73) 朝日新聞 2007 年 5 月 30 日
 74) 朝日新聞 2007 年 5 月 31 日
 75) 読売新聞 2005 年 4 月 25 日には、「水谷建設が 2002 年 8 月、福島県知事の実弟が社長を務める紳士服縫製販売会社『郡山三東スーツ』の旧本社用地を、割高な価格で買い取っていた疑いの強いことが関係者の話で分かった。購入価格は、周辺の土地取引価格より少なくとも 2 億円以上高かったとみられる。東京地検特捜部も同様の事実を把握しており、水谷建設に損害を与えた不正支出や、スーツ社側への利益供与にあたる可能性もあるとみて、慎重に捜査を進めている」とある。日本経済新聞 2005 年 4 月 26 日付の記事もほぼ同じ内容である。
- 76) 日本経済新聞 2006 年 7 月 28 日
 77) 日本経済新聞 2006 年 7 月 29 日
 78) 日本経済新聞 2006 年 8 月 23 日
 79) 朝日新聞 2006 年 9 月 11 日夕刊
- 80) 日本経済新聞 2006 年 9 月 7 日
 81) 日本経済新聞 2006 年 9 月 21 日／朝日新聞 9 月 22 日
 82) 日本経済新聞 9 月 23 日
 83) 前知事は一貫して冤罪を訴えている。東京大学法学部を卒業し、財務省政務次官を経て 1988 年に知事に初当選し、5 期 18 年に渡って在任した。本文中で記述したように、2004 年に「アエラ」に、郡山山東スーツの土地取引と木戸ダム建設工事発注の県を結びつけた疑惑記事が出たのが事件の発端であるが、結局、捜査が進んでも公職選挙法違反ですら知事の関与を立証できず、最初に出たこの疑惑が最後の有罪理由となる。今回、記事をよく読み直してみると、確かに「東京地検特捜部の調べで」何らかの供述をしていることが「関係者の話でわかった」、という報道が連日続き、検察のリークで記事化が進んでいることわかる。本論文は談合がテーマであるので、本件については裁判の判決に従って有罪であったという立場を取る。しかし、『日経ビジネス』2009 年 11 月 2 日号の前知事インタビュー（「敗軍の将、兵を語る」のコーナー）によれば、以下の通りである。検事の厳しい取り調べを受けて、身に覚えのない自白をした。「支持者たちが大勢取り調べを受けている。自分が供述することで早く解放しなければならない」と検事の考える通りの供述をしたと思うようになった。(中略) 私が天の声を発したとされるのは 2000 年 1 月 7 日で、当時の県幹部によると、知事室で 2 人でいるときに「前田建設が一生懸命営業している」と言ったのが天の声だという。けれどもこの日、私はこの幹部と断じてあっていない。「ないこと」の証明は「あること」の証明より難しい。また、自著 (2009) 『知事抹殺』 pp.111-114 によれば、以下の通りである。1989 年 2 月に福島第二原発の事故に直面した。その後、県庁には内部告発が相次ぐ。1995 年には高速増殖原型炉「もんじゅ」の事故も発生した。2001 年頃から、知事は福島第一原発で計画しているプルサーマル（原子燃料サイクルのシステム）計画やエネルギー政策に不信感を表明し、導入に慎重な発言を繰り返した。2002 年には福島第一原発データ改竄発覚などもあり、福島県はプルサーマル計画拒否を表明する。国の原子力委員会から求められた再度の意見交換の要請も断った。計画は中断・凍結された。2011 年の原子力発電所の事故を考えれば、原発の安全神話の嘘を見抜いて悲劇を予見したともいえるが、東電・経産省の天敵となってしまったゆえの冤罪かもしれない、と言われたこともある。「東京サイド」から見れば、私のせいで社長経験者が 4 人、しかも経団連トップまで務めた人物まで「吹っ飛ばされた」という恨みがある。たしかに、誇り高い東京電力からすれば、このうえない屈辱だっただろう。(中略)「それまで金の方で地方政治に強力な力を発揮してきた東電は、“メンツ丸つぶれ”だと感じた。“佐藤栄佐久憎し”という感情が間違いなく渦巻いていました。」
- 84) 朝日新聞 2006 年 7 月 13 日
 85) 朝日新聞 2006 年 7 月 26 日 1 面トップ
 86) 朝日新聞 2006 年 7 月 29 日社説

- 87) 朝日新聞 2006 年 9 月 28 日
 88) 朝日新聞 2006 年 9 月 26 日
 89) 『週刊東洋経済』 2006 年 10 月 14 日号
 90) 『週刊東洋経済』 2006 年 11 月 25 日号 pp. 70-72
 91) 日本経済新聞 2006 年 10 月 21 日
 92) 日本経済新聞 2007 年 9 月 11 日
 93) 朝日新聞 2006 年 12 月 21 日
 94) 朝日新聞 2006 年 11 月 30 日
 95) 日本経済新聞 2006 年 12 月 9 日
 96) 朝日新聞 2006 年 11 月 24 日
 97) 朝日新聞 2008 年 7 月 4 日夕刊
 98) 毎日新聞 2005 年 4 月 19 日
 99) 朝日新聞 2005 年 5 月 19 日
 100) 日本経済新聞 2005 年 5 月 24 日社説
 101) 日本経済新聞 2005 年 5 月 24 日
 102) 朝日新聞 2006 年 11 月 10 日夕刊
 103) 日本経済新聞 2005 年 5 月 18 日
 104) 朝日新聞 2005 年 5 月 22 日
 105) 朝日新聞 2005 年 7 月 12 日
 106) 朝日新聞 2008 年 7 月 4 日夕刊
 107) 日本経済新聞 2005 年 6 月 9 日
 108) 朝日新聞 2005 年 6 月 30 日
 109) 朝日新聞 2005 年 7 月 26 日
 110) 朝日新聞・日本経済新聞 2005 年 7 月 13 日
 111) 朝日新聞 1998 年 9 月 4 日
 112) 朝日新聞 1999 年 10 月 19 日夕刊
 113) 日本経済新聞 1999 年 10 月 20 日
 114) 新東京国際空港公団の談合については、12月に同公団の安全推進部担当部長と同社施設保全部長が逮捕された。報道によれば、空港公団側が各社に工事を割り振った「配分表」を作成し、公団の担当部長が受注予定企業に連絡を入れて「あうんの呼吸」で予定価格を漏らしていた。公団側の「天の声」を受けて、「チャンピオン」となった受注内定企業は、各社に電話で根回しした。受変電設備工事の入札を担当していたのは空港公団の「工務部」で、工事の配分表の作成方法や公団側の意向に沿ったメーカーに落札させるノウハウなどが歴代担当幹部の間で引き継がれていた（日本経済新聞 2005 年 11 月 17 日／11 月 19 日他）。2006 年 3 月に東京地裁は、元安全推進部長に懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、元施設保全部長に懲役 1 年（執行猶予 3 年）の有罪判決を下した。
 115) 朝日新聞 2006 年 2 月 9 日
 116) 日本経済新聞 2006 年 2 月 6 日
 117) 日本経済新聞 2006 年 2 月 20 日
 118) 日本経済新聞 2006 年 2 月 4 日夕刊
 119) 日本経済新聞 2006 年 2 月 7 日
 120) 朝日新聞 2006 年 1 月 31 日
 121) 朝日新聞 2006 年 2 月 1 日
 122) 朝日新聞 2006 年 2 月 28 日
 123) 朝日新聞 2007 年 3 月 9 日
 124) 日本経済新聞 2007 年 3 月 9 日
 125) 朝日新聞／日本経済新聞 2007 年 6 月 16 日
 126) 朝日新聞 2006 年 3 月 28 日夕刊
 127) 日本経済新聞 2007 年 1 月 18 日
 128) 朝日新聞 2006 年 3 月 28 日夕刊
 129) 朝日新聞 2007 年 4 月 20 日 1 面
 130) 朝日新聞 2007 年 5 月 21 日
 131) 朝日新聞 2007 年 5 月 24 日夕刊／同 5 月 25 日
 132) 日本経済新聞 2007 年 5 月 29 日
 133) 朝日新聞 2007 年 5 月 30 日社説
 134) 朝日新聞 2007 年 4 月 2 日
 135) 朝日新聞 2007 年 4 月 20 日社説
 136) 日本経済新聞 2007 年 5 月 12 日
 137) 朝日新聞 2006 年 10 月 31 日夕刊
 138) 朝日新聞 2007 年 4 月 25 日
 139) 日本経済新聞 2007 年 5 月 5 日
 140) 朝日新聞 2007 年 5 月 24 日夕刊によれば、緑資源機構は給与水準が高く、同機構の理事長職は、「林野庁長官を処遇するためのポストのようなもの」だった。総務省の調査によると、同機構理事長の年間報酬は、2047.6 万円（2005 年度）で、同機構職員の年間平均給与は 803.8 万円で国家公務員の平均より約 2 割高く、さらに同機構の理事は、半年から 1 年半務めただけで約 108 万円から約 241 万円の退職手当が支給され、退職者には、別の団体への天下りの道が開かれていた。さらに同庁の長官経験者が機構の理事長が天下りし、受注側の森公弘済会の理事長に移るという転身パターンが 20 年以上繰り返され、退官後の報酬が 1 億円を超えるケースもあった（朝日新聞 2007 年 5 月 25 日）。
 141) 日本経済新聞 2007 年 5 月 25 日社説
 142) 日本経済新聞 2014 年 2 月 5 日社説
 143) 朝日新聞 2014 年 2 月 6 日社説
 144) この会議に先立ち、機構の幹部職員の呼びかけで非公式会合が開かれ、業者側から大手 3 社が参加し、幹事役が中心となって落札企業を割り振ることや、各業者が工期を確実に守ることが確認された。この後に開かれた業者同士の会議で、幹事役が主導して工区ごとの受注企業を決め、入札価格は各社が機構の担当課長らと個別に相談することで一致した。受注予定の企業は機構側とのやり取りで、担当者から「もう少し下」などと予定価格を示唆されていた（日本経済新聞 2014 年 2 月 5 日）。
 145) 朝日新聞 2014 年 2 月 4 日夕刊
 146) 朝日新聞 2014 年 3 月 5 日
 147) 日本経済新聞 2014 年 3 月 20 日
 148) 日本経済新聞 2018 年 3 月 3 日
 149) 日本経済新聞 2018 年 3 月 4 日社説
 150) 朝日新聞 2017 年 12 月 19 日
 151) 日本経済新聞 2018 年 3 月 25 日社説
 152) 朝日新聞 2017 年 12 月 23 日
 153) 朝日新聞 2017 年 12 月 18 日
 154) 朝日新聞 2018 年 3 月 3 日／JR 東海幹部はその後病死
 155) 日本経済新聞 2005 年 8 月 2 日
 156) 朝日新聞 2006 年 12 月 4 日によれば、検事総長は「メスを入れて見たら、地方は想像以上に腐っていたということだ。地方分権が進む中で、地方自治体は大きな権限に堪え得る組織なのか、意識改革が必要だ」と語ったという。

談合というコミュニケーション形態が業界常識から事件に変わる過程についての一考察

- 157) 朝日新聞 2006 年 12 月 9 日
158) 同上
159) 例えば内閣府大臣官房の「独占禁止法基本問題懇談会」の第 21 回（2006 年 12 月開催）では、会議冒頭で最初の資料として日本経済新聞の記事を紹介している。同年 5 月に検事総長が「法化社会の企業責任」というシンポジウムで基調講演したときの要旨で、「検察庁において従来から相当力を入れて対応してきているところの、その実態」について、新聞紙面を使って報告しているのである。
- 160) 例えば新潟市官製談合事件の一審判決では、「（職員は）業務遂行に付随する必要な慣行と理解していた」と述べているが、日本経済新聞の社説（2006 年 2 月 4 日）では、「情けない話だ」と一刀両断し、「法の執行者たる官にコンプライアンス（法令順守）意識を根付かせるのが官製談合根絶の第一歩ではないか」と述べている。
- 161) 朝日新聞 2018 年 4 月 23 日
162) 猪狩誠也（2018）p.155

参 考 文 献

- 藤井聡・宮川愛由 2016 「公共調達制度の歴史変遷に関する研究」『土木学会論文集 F4』 Vol.72, No. 4, I_97
郷原信郎 2004 『独占禁止法の日本の構造—制裁・措置の座標軸的分析』 清文社
猪狩誠也 2018 「日本の経営ジャーナリズム」『広報研究』 第 22 号 145-162
梶原一義 2022 『日本型「談合」の研究—和をもって貴しとなす、入札不正の裏側』 毎日新聞出版
亀本和彦 2003 「公共工事と入札・契約の適性化—入札談合の排除と防止を目指して—」『レファレンス』 第 53 巻 9 号（2003 年 9 月号）7-42
木下誠也 2012 国土政策研究所講演会「公共調達研究 健全な競争環境の創造に向けて なぜ世界に例をみない制度になったのか」JICE REPORT（国土技術研究センター発行）vol.22/ 2012.12
鬼島紘一 2005 『「談合業務課」現場からみた官民癒着』 光文社
駒橋恵子 2004 『報道の経済的影響』 御茶の水書房
宮崎学 2009 『談合文化論』 祥伝社
佐藤榮佐久 2009 『知事抹殺一つくられた福島県汚職事件』 平凡社
佐藤陽一・菱山隆二・西藤輝・瀬名敏夫・鈴木啓允（DANGO を考える会）2005 『談合がなくなる—生まれ変わる建設産業』 日刊建設工業新聞社
瀬名敏夫 2007 「経営倫理から見た官製談合」『日本経営倫理学会誌』 第 14 号 113-125
鈴木満 『入札談合の研究 2001』 [第 2 版] 信山社
鈴木満 2000 『独占禁止法と入札談合の解説』 こうきょう
丹野忠晋 2010 「岩見沢官製談合事件と日本の競争政策の深化」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』 第 10 号 51-61
武田晴人 1994 『談合の経済学』 集英社
米田雅子・荒木正芳 2014 「入札制度改革と地域建設業」『都市問題』 2014 年 2 月号 67-77
- 公正取引委員会サイト：https://www.jftc.go.jp/ippan/part2/act_03.html
独占禁止法施行 70 周年を迎えるに当たっての公正取引委員会委員長談話の公表について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jul/170720_1.html
公正取引委員会事務総局「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」（令和 3 年 10 月版）https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text_files/honbunr3.10.pdf
「独占禁止法基本問題懇談会第 21 回議事録」内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室
https://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/archive/kaisaijokyo/mtng_21st/minutes_21st.pdf
（公式サイト等はいずれも 2024 年 9 月 30 日閲覧）